



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ケオンジャル藩王国の土地制度と貢租裁定
Author(s)	高畠, 稔
Citation	北海道大學文學部紀要, 30(1), 1-75
Issue Date	1981-12-05
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/33454
Type	departmental bulletin paper
File Information	30-49_PL1-75.pdf



ケオンジャル藩王国の
土地制度と貢租裁定

高 畠 稔

ケオンジャル藩王国の 土地制度と貢租裁定

高 畠 稔

目 次

ま え が き	3
I ケオンジャル概観	5
II ケオンジャル王国の土地制度	10
1. 地目の分類	10
2. 土地保有諸形態	12
(1) 国庫領	13
A ライヤット保有地	13
B 減租保有地	15
C ザミーन्दール領	15
(2) 免租保有地	16
3. 収租機構	21
III 第5回貢租裁定の内容	29
1. 土地貢租率の決定	29
2. 減・免租保有地とザミーन्दール領の取扱い	32
3. 土地保有者の権益・義務の確定	34
(1) ライヤット	35
(2) 村落首領	39
(3) 減租保有地保有者	42
(4) 職務知行地保有者	43
(5) ザミーन्दール	44
IV 第6回貢租裁定の内容	50
1. 土地の丈量・分類・貢租率	50
2. ライヤットの権利謄本	53
3. 村落首領の職務	55
4. 減・免租保有地とザミーन्दール領の再整理	58
V 1930年末から40年代初期の状況	65
1. オリッサ諸藩王国調査委員会 報告にみえる農民の諸負担	65
2. ラーマデーニー報告の所見	67
VI 結 語	73

ま え が き

植民地時代インドの藩王国 (Native States) の内政は、今までのと

ころ、資料も多くは刊行されておらず、研究も乏しい分野である。藩王国はイギリスとの条約やそのインド政庁の交付した授權証書 (*Sanad*) によって一定の限度内での内政自主権を認められていた。それゆえに藩王による「封建的」と評される伝統的支配がイギリス側からの大きな影響を受けることなく行なわれていたことが一般的な推論としては成立つにしても、その具体的内容となると必ずしも明らかにはされてはいなかった。しかしながら、藩王国といえどもインド政庁の一定の統制下におかれ、その内部の政治・経済・社会的変動が皆無ではありえなかったであろうから、そのような変動に対応する諸施策が講ぜられたはずであり、それらは必ずやイギリスのインド支配の支柱としての藩王支配を維持するためにその指導と賛同との下にのみ行なわれたであろう。そうだとすれば、伝統的支配とても伝統それ自体の自らを保守する力によってではなく、植民地支配に従属しこれを補強する要因として他律的に在続せしめられたものということになる。

小稿は以上のような考えの下に、オリッサの旧ガルジャート (*Garh-jāt*) またはキラージャート (*Qil'ājāt*) 諸国のひとつであるケオンジャール (*Keonjhar, Keunjhar*) の土地=貢租制度について、1898-99年の裁定報告及び1914-15年の裁定報告を中心的な資料として、なお若干の補助資料を参照の上、概観したものである。

資料の標題等は下記のとおりである。

Settlement Report of Keonjhar State for 1305 Amli Year, [by Ajoy Chandra Das, dated 8. Nov. 1900], Reprinted under the Authority of the Revenue Department, Government of Orissa, Cuttack, 1964. [以下 *KSR-I.* と略記する。]

Final Report of the Survey and Settlement Operations of Keonjhar State (1914-1915), Board of Revenue, Government of Orissa, n. d. [以下 *KSR-II.* と略記する。]

なお筆者の入手した *KSR-I.* には地図が欠けており、*KSR-II.* には本来あった付帯文書がわずかし印刷されておらず、報告者の名も見出し

得ない。

これらのほか主として最終章で部分的に次の諸資料を用いる。

Report of the Enquiry Committee, Orissa States, Cuttack: Orissa Mission Press, 1939. (RECOS. と略記する。)

R. K. Ramadhyani, *Report on Land Tenures and the Revenue System of the Orissa and Chhatisgarh States, ca. 1942, 3 vols., Berhampur: Indian Law Publications Press, n. d. (ROCS. と略記する。)*

資料の性格の要点はのちに述べる。

また本稿ではオリヤ語の固有名詞や制度用語が多く出るが、てもとによるべき辞典の類がないので、やむなく資料に書かれている綴字をそのまま採用せざるを得ないばあいが多かった。しかしこの欠陥は叙述の実質に否定的な影響を及ぼすほどのものではないであろう。

I ケオンジャル概観

ケオンジャル藩王国は北緯21度1分-22度9分30秒、東経85度14分-86度24分35秒にかけてひろがる面積7,720 km²の地域で、バイタラニ (Baitarani) 河流域のわずかの低地平野部を除くと、大半は標高200-500mの丘陵地帯をなし、さらに標高900mを越す部分をもふくむ山岳地帯があった。19世紀末の時点で耕地面積は全体の11.18%, 可耕地の11.30%にすぎず、村落数は2,249, うち居住者のいる村落 (*Chāparī village*) が1,958で他は無人の村落 (*Be-Chāparī village*) であった。1891年の国勢調査では人口248,101人と報告されていた。⁽¹⁾ またこの地域には、まったくまたは完全にはヒンドゥー化されていないいわゆる部族民が、かなり多数居住していた。⁽²⁾

住民の経済活動は、狭い藩王国内でも地域間でかなりの隔差を示し、一方では‘Toila’または‘Dahi’とよばれる焼畑耕作が行なわれ、⁽³⁾ 他方では19世紀末で既に、米・甘蔗・タバコ・蔬菜類などの商品作物としての栽培も進んでいた。⁽⁴⁾ 米・木材・衣料などの取引きと農民への穀物賃

付けとに従事する商人も国内に定住していれば、⁽⁵⁾ ヤママユの絹布でかなりの利益を挙げている織布工の集落、⁽⁶⁾ 繁昌している製油業者 (*Teli*) の集落、⁽⁷⁾ 鉄で活況を呈する 100 戸以上もの鍛冶工の集落⁽⁸⁾ などがみられた。総体として、19世紀後半のケオンジャルには、商品生産・商品流通は普及していたようであるが、⁽⁹⁾ その程度ないし様態について詳しく検討するための資料があるとはいえない。⁽¹⁰⁾

ケオンジャル王家の伝承ではその始祖は11世紀末にジャガンナートに巡礼にきたラージプートの王族といわれる。この王が建てたマールバンジ (*Mayurbhanj*) またはモールバンジ (*Morbhanj*) 国からケオンジャルが分かれたのは17世紀以後といわれる。ケオンジャル王は1804年12月16日の東インド会社との条約で、年額 Rs. 2,976-11-11 の貢納の支払い等を条件として、その地位を承認された。この貢納額は、1858年に当時の藩王がナーグプルのインド人兵士の叛乱を鎮定するのに功績があったとの理由で Rs. 1,000 に減額された。この時インド政庁はケオンジャル王に '*Mahārāja*' 及び '*Rāi Bahādur*' の称号を与え、その大臣 (*Dewān*) には月額 Rs. 200 を支給することにした。⁽¹¹⁾ 従ってインド政庁の財政からみると、ケオンジャルは魅力のある地域ではなかった。しかし林産資源は有望であった。⁽¹²⁾

ケオンジャル王国の貢租裁定 (*Settlement*) は、1803年にこの国の大臣 (*Bebartta*) Chintamoni Mahapatra なる者が丈量尺度を定め、水田 (*Jala*)⁽¹³⁾ についてのみ土地貢租の裁定を行なったのが、最初のこととされる。この時の土地貢租形態は現物と貝殻貨幣 (*Kaurī*) との併用であった。⁽¹⁴⁾ 次は1858年に同じく大臣の Rai Chandra Sikhar Dhal Bahadur が、支払い手段をインド政庁の発行する貨幣に統一し、地目別に単位面積あたりの定額金納制を採用し、さらに免租地を整理してその一部に軽少の特恵地租 (*Tankī*) を課するとともに、郷兵 (*Pāik*) の職禄地 (*Jāgīr*) にも同じく低率の郷兵地租 (*Pāikālī*) を課した。^(14a)

第3回はいわゆるラトナ＝メーリー (*Ratna Meli*)⁽¹⁵⁾ ののちの、政

庁の政務部弁務官ジョンストン (James Johnstone) による裁定で、叛徒側の郷兵の保有していた免租地の収公と、特惠地租及び郷兵地租の増額とを特徴とした。^(15a)

第4回は藩王 Dhanurjoy Narayan Bhanj が1870年から10年ほどをかけて実施したものであった。これは前回以降に拡張された耕地に対して既定率による土地貢租を賦課したものといわれ、ライヤット保有地の貢租率そのものは第2回以後ほとんど変更がなかったらしい。⁽¹⁶⁾ すなわち、上ケオンジャルでは、20カタック=セル (*Katak Ser: Cuttack Seer*. 約1.86kg) の種籾を播種する土地を1マン (*Man*) とし、1マンあたり Re. 0-8 ないし Re. 0-12, 特殊なばあいにはこの半額を課し、下ケオンジャルでは、上ケオンジャルの1マンに相当する18ダスティ=パディカ=マン (*Dasti Padikā Man*) ごとに Re. 0-6 ないし Re. 1-2 とし、累進的に20, 24, 28ダスティ=パディカーマンあたりの貢租率が定められていた。28に対しては Rs. 2-12 が課された。^(16a) ライヤットは土地貢租のほかにも、Kiran (*sic.*) という名目で農産物を市場価格以下の低廉な価格で藩王等に供出する義務を負わされ、さまざまな労働役務 (*Bethi Begār*) つまり賦役を徴発されていたが、これらは従来は裁定の対象とはならなかった。またこの時までの貢租裁定の記録は残されていないか、残っていても公表されていないようである。

第5回はいわゆるダラニ=メーリー (*Dharani Meli*)⁽¹⁷⁾ の鎮圧の時から、藩王の支配体制の再建策として、政庁の指導によって始められたもので、イギリス人2人、インド人4人の官吏が8年半の日子を費して、⁽¹⁸⁾ ケオンジャル藩王国の土地=貢租制度を整備し、かなり詳しい記録を残した。それが本稿で用いる主要資料 KSR-I. である。この時の裁定は15年を期限とした。

第6回は1914-15年に初めて詳細な土地の分類と地籍測量とを採入れ、20年期限で実施されたが、この時の記録 KSR-II. は前回に較べて簡略である。これも本稿で主要史料として用いる。1934-35年に実施されるはずであった第7回裁定は結局は行なわれなかった。⁽¹⁹⁾ 従って KSR-

II. が藩王国の最後の貢租裁定報告となった。

最後にケオンジャル藩王国の行政区画について概略を示しておく。全国は19世紀末の時点で44郷 (*Dandpat, sic., Daṇḍāpaṭa*?) に分かれていた。これらはもと、藩王自身が首都監理官 (*Nijgarh Manager*) の補佐を受けて直接支配する上ケオンジャル (*Upper Keonjhar*) 17郷と、別の監理官 (*Manager*) を通じて支配する下ケオンジャル27郷に編成されていた。第5回裁定の頃かあるいはそれ以前から、前者は藩王が監理官の補佐を得て直轄する *Nijgarh* 郡 (*Subdivision*) 12郷と、別の監理官をおく *Nayagarh* 郡5郷に再編成され、後者は貢租 (*Revenue*) 及び一般行政 (*Civil Administration*) 担当の監理官と、刑事及び国庫関係業務 (*Criminal and Treasury work*) を担当する郡司政官 (*Subdivisional Officer*) とをおく *Athgarh* 郡27郷と改められた。⁽²⁰⁾ 3郡名はそのうち *Sadar*, *Champua*, *Anandpur* とそれぞれ改称されたらしく、また上ケオンジャルの郷の数は合計15に整理されたもののようである。⁽²¹⁾

註 (以下諸資料からの引用中の§の記号は、そのなかの小節を示す。)

- (1) *KSR-I*, § 17 (pp. 13-21), 72 (p. 31). 村落の類別の具体的内容について上掲箇所には説明を欠く。なお詳しくいうと、居住・無人を通じて、178村落には特に 'hamlets', 15には '*Basti*' (>*Vasati* 集落?) の語が用いられている。1910年代半ばには村落 (おそらく *chāpari*) の数は1,925とわずかに減っているが、耕地面積は94.76%の著増を示している (*KSR-II*, § 6, 7 [p. 1]).
- (2) *KSR-I*, § 74, 75(p. 32.), 85-98 (pp. 35-36.) には *Bhuiyan* (*Bhuiya*), *Juang*, *Kol*, *Kurmi*, *Sonthal*, *Sauthi*, *Bathudi*, *Gond*, *Khandwal* の諸部族名を挙げる。
- (3) *KSR-I*, § 18 (p. 21), 119 (4) (p. 42). 焼畑耕作は *Juang* 部族領域では1940年代初頭においてなお行われていた (*ROCS. I*, § 47 [p. 39]).
- (4) *KSR-I*, § 17(a) (12) (p. 15), (b) (10, 11, 16, 20) (pp. 18, 19, 20). 英領地域及び他藩王国との交易も活発であった。
- (5) *KSR-I*, § 17(a), (10), (11), (b) (2), (9) (pp. 15, 16, 17, 18).
- (6) *KSR-I*, § 17, (b) (16) (p. 19).
- (7) *KSR-I*, § 17, (b) (20) (p. 20).
- (8) *KSR-I*, § 17, (b) (21) (p. 20).
- (9) 英領地域に隣接する地方では、農民が英領地域の定期市まで穀物・蜂蜜・木炭・蔬菜類・枝編み細工の籠を売りに行ったり、日用必需品をそこで買い求めたりし

ていた (KSR-I., § 17, (b) (4), (5), (11) [pp. 17-18, 19]). 全国で17の定期布 (*Hāt*) の立つ村落があった (KSR-I., § 60 [p. 29]), というが、ほかに米などの大口取引の行なわれる市 (KSR-I., § 17, (b) (26) [p. 21]) も挙がっており、実際には定期市の数はもっと多かったようである。

- (10) 1860年代にオリッサ各地を旅行したハンターは、ガルジャート諸国の商業が行商人 (wandering merchants) によって担われていること、常設市 (permanent markets) はまだ発達していないこと、取引きはほとんどまったく現物交換によるもので、銀貨はほとんど知られておらず、貝殻貨幣 (*Kauri*) さえめったに用いられないこと、都市生活 (town life) のごときものは存在しないことなどを指摘している (W. W. Hunter, *Orissa*, vol. 2, London: Elder, 1872, p. 102.)。

19世紀末の状況でも大勢は変わっていないようである。ケオンジャールから他地方への主要輸出品は、米・菜種・ラック・ヤママユの繭・皮革・亜麻仁油の絞り粕 (? linseed *mahul*)・角製品・綱の材料となる Pānasi 草・材木・燃料・蜂蜜・糖蜜であったが、これらのうち皮革・材木は英領地域から来る商人たちが抑え、他品目は藩都 Nij Garh (Keonjhar Garh) 及び Anandpur 在住の小商人たち (petty *mahajans*) が主にとりしきっていた。彼らは雨期前に塩と綿布とをたくさん荷牛に積んで奥地に入り、商品を後払いで売り、荷牛を放牧のために土地の人びとに託して帰る。小商人たちは収穫期にまた奥地を訪れ、前に売った商品の代価を現物で支払って貰うと、それらを預けておいた荷牛に積んで英領地域の商業中心地や、Singbhum の境界にある Jainti Garh, 時には西方の Dhenkanal 藩王国に輸送していた (KSR-I., § 93 [p. 29]).

この他の断片的な商業への言及から察するに、農民が貨幣を所持する機会には通常はほとんどなく、後述する貢租支払いのため以外は、その必要はなかったように思われる。

- (11) 王家の歴史は KSR-I., § 99-107 (pp. 37-39). に述べられている。条約は C. U. Aitchison (comp.), *A Collection of Treaties, Engagements and Sanads relating to India and Neighbouring Countries*, Calcutta, 1909, Vol. 2, p. 244. 所載。貢納額は条約では *Kauri* (貝殻貨幣) で12,000 *kahan* と表示されているが、KSR-I., § 107 によって改めた。
- (12) KSR-I., § 246-250 (pp. 82-83). 参照。
- (13) 地目の分類については後述する。
- (14) 詳しくは KSR-I., § 113 (p. 40).
- (14a) 詳しくは KSR-I., § 114 (p. 40). 郷兵 (*Paik*) については後述する。
- (15) 1868年に Bhuiyan 部族のサルダール (*Sardār* 首領) Ratna Naik の指導下にしたがった叛乱をいう。詳しくは、W. W. Hunter, *A Statistical Account of Bengal*, Vol. 19, *District of Puri and the Orissa Tributary States*, London: Trübner, 1877, Repr., Delhi: Concept Pub. Co., 1976, pp. 291-299;

- H. K. Mahtab (Chief Ed.), *History of the Freedom Movement in Orissa*, vol. 2, (1857-1911), ed. by P. Mukherjee, Cuttack: State Committee for Compilation of History of the Freedom Movement, Orissa, 1957, pp. 102-105, 130 参照。
- (15a) KSR-I., § 116 (p. 41).
- (16) KSR-I., § 117, 118 (p. 41).
- (16a) KSR-I., § 114, 115 (pp. 40-41). *Dasti* は拳の親指を指関節に平行にのばした時の指関節間の長さで 4.5 inches (11.43cm) (KSR-I., § 68 [p. 30]), *Padikā* は長さ 7~12 feet (2.135~3.660m) の竹尺 (*Final Report on the Survey and Settlement of the Province of Orissa (Temporarily Settled Areas) 1890 to 1900 A. D.*, 2 vols., by S. L. Maddox, vol. 1, p. ii. なお以下この報告は OSR-I. と略記して引用する)。*Dasti* は一定であったが *Padikā* は多様であり土地丈量に混乱を招くので、第5回裁定では 18 *Dasti-Padikā* (2.057m) が統一使用された。1 平方 *Padikā* を 1 *Bisvā*, 16 *Bisvā*, を 1 *Ganṭhā* とするが、上ケオンジャルでは 20 *Ganṭhā* を、下ケオンジャルでは 25 *Ganṭhā* をそれぞれ 1 *Man* とした。従って両ケオンジャルの 1 *Man* は一方が約 0.404 acre (1,635m²), 他方は 0.505 acre (2,043m²) となる。この相違はこの時には是正されなかった。KSR-I., § 67-70 (pp. 30-31).
- (17) 1891年に Bhuiyan 部族の Dharanidhar が指導して起した叛乱で、インド政府の軍事介入により鎮圧されたが、政府側は藩王の専政に責任ありとして、内政への監督を強化した。C. E. Buckland, *Bengal under the Lieutenant-Governors; being a Narrative of the Principal Events and Public Measures during their Periods of Office, from 1854 to 1898*, vol. 2, Calcutta: K. N. Bose, pp. 911-912; H. K. Mahtab (Chief Ed.), op. cit., vol. 2, pp. 105-108 参照。
- (18) KSR-I., § 1-7 (pp. 1-2).
- (19) ROCS.-III, *Keonjhar*, § 2 (p. 135).
- (20) KSR-I., § 259 (p. 89).
- (21) KSR-II., § 6, 7 (p. 1).

Ⅱ ケオンジャル王国の土地制度

1. 地目の分類

ケオンジャル王国では、土地の性状または利用形態による以下のような地目の分類が行なわれていた。⁽¹⁾

- ① *Jala* (語義は「水」) または *Śārada* (語義は「冬場米」)。⁽²⁾ これは水田 (wet rice-land) である。

② *Kāla* (語義は「黒土」)。台地上の宅地 (high homestead lands) のことで、他地域では *Gharbārī* または *Bastī* とよばれた。この地目の土地はさらに下記のように細分された。

- i. 土地保有農民の宅地及び庭畑地で、下ケオンジャルでは *Kāla*、上ケオンジャルでは *Sādhārāṇ Ghar Bārī* (通常家屋地) とよばれ、家屋以外つまり庭畑地の部分は残飯・塵芥の類や牛糞で施肥されるのでことに肥沃であり、*Har Fasli* (毎季収穫地) ともいわれた。
- ii. 農地を保有しない商人・職人諸カーストの宅地で *Patna Chandna* (sic., *Pattana Cāndinā* 「町邑租料」?) とよばれた。
- iii. 農地を保有しない商人・職人以外の人びと、つまり低位諸カースト及びコーシュバーシュ (*Khośbās* 「安楽な生活を送る者」) の意。特権を付与されたマハートラーン [*Mahātrāṇ*] とよばれる非バラモン上位カーストの成員) の人びとの宅地で、下ケオンジャルではこれをただ *Chandna* (sic.) といった。

③ *Gorā* (語義は「白土」)。⁽³⁾ 台地 (high lands) に位置し、集落に近く手入れが行届いていれば年2毛作が可能であるが、林野に近ければしばしば不毛であり、鳥獣の害を防除してもなお作柄不良という。

④ *Dāhī* または *Toila* (sic.)。移動焼畑耕作を行なう土地で、上ケオンジャルでは一般に部族民がこれをする。3～4年ののち放棄されてまた林野に戻るのが通常であるが、時には施肥によって *Bāje Fasl* つまり甘蔗・タバコ・小麦などの作付地⁽⁴⁾ になり、低地では堰堤 (*Bāndh*) を設けて *Śārada* に転換することもあったという。⁽⁵⁾

⑤ *Pāla*。沖積地で概して2毛作地であったが、河岸段丘低部では一般に1毛作であった。なおこの地目の土地は下ケオンジャルでは通例 *Jala* または *Śārada* と区別されない。⁽⁶⁾

⑥ *Dāluā*。下ケオンジャルのバイタラニ河の浸水作用を受ける土地で、春に稲の作付けを行なう。*Jujhpada* 郷にのみみられる。⁽⁷⁾ このほか下ケオンジャルでは甘蔗作付地と果樹園とを別に数えていた。⁽⁸⁾ 上ケオンジャルでは、これらの諸地目の土地のうち *Jala* または *Śā-*

rada のみが土地貢租（資料では ‘rent’）賦課の対象であった。農民たちは土地貢租のほかに *Kiran* 及び *Beṭhi Bagār* の負担にも応じていたので、他の諸地目は貢租を免除されていたということである。⁽⁹⁾ しかし下ケオンジャルでは、多少の例外を除いて、すべての地目の土地に貢租が賦課されていた。例外は、面積あたりの率による貢租でなく *Patki* (*sic.* 家屋税) を支払う農民の宅地と、集落一括のかたちで高率の恣意的な賦課を受ける職人・商人の宅地、貢租を免除されていた一部の部族地域の *Dāhī* であった。⁽¹⁰⁾

なお上記の地目分類は 19 世紀末までの慣行によるものと思われる。第 6 回裁定時には後述するように別の分類が採用された。⁽¹¹⁾

2. 土地保有諸形態

以上のように、19 世紀末までケオンジャル藩王は、地域によって様ではなかったが、土地に対する収租権と土地保有農民に対する課役権とを有していた。これらの権利ないし権力は藩王の収入源であったが、藩王はその統治のための必要経費を常に直接に自己の収入から支弁したのではなく、王族と宗教儀礼をもふくむ統治行為の実行担当要員とに収租権と課役権とを譲渡してそれぞれの扶持料とさせ、また国内在郷の権勢ある者にもそれぞれの領域の相対的に独立した支配権を認めていた。このように土地に対する権益関係は、国全体の領主たる藩王と直接生産者たる土地保有農民・手工業者等とのほかに、さまざまな中間介在者をも伴っていた。藩王の全国土に対する領有権を除く他の諸権益は、諸資料では土地保有形態または土地保有条件 (*Land Tenures*) という概念で表現している。以下ではこれをただ保有形態と記す。

保有形態は諸資料には非常に詳細に列挙されている⁽¹²⁾が、大別するならば、国庫領 (*Mahāl Koṭh*) と免租保有地 (*Lākhirāj: Niṣkar*) との 2 類になろう。国庫領は、藩王のみが全面的に収租権・課役権を行使するライヤット保有地 (*Ra'īyatī: Rāīyatī*)、藩王は少額の特恵地租を課徴するのみで収租権・課役権ともに他者に譲渡した減租保有地 (*Tankī*)、

それに同じく微少の貢納を取るだけのザミーンダール領 (*Zamīndārī: Jamidārī*) の3種を数えることができる。免租保有地は後述のごとく多種にわたるが、その収公ないし国庫領化が、ラトナ＝メーリー以後から始まった減租保有地の設定と関連していたことは、既に述べたとおりである。以下に各保有形態について説明する。

(1) 国庫領

A. ライヤット保有地

国庫領のライヤット保有地とはライヤット (*Ra'iyat: Rāiyat*) とすなわち藩王に直接貢租及びその他の役務を給付すべき人びとの保有地であり、19世紀末第5回裁定以前の藩王国の土地＝貢租台帳 (*Bhiyān*) によると、上ケオンジャルでは耕地総面積の20.83%、国庫領の33.02%、下ケオンジャルではそれぞれ44.34%及び56.13%であったという。国庫領の貢租収入額中に占めるライヤット保有地からの貢租の割合は、上・下ケオンジャルそれぞれに49.26%(?)及び72.57%であった。⁽¹³⁾ 但しこの段階では、上ケオンジャルでは貢租を賦課された農地は *Jala* または *Śārada* とよばれる水稻耕作地のみであった。

ライヤットは、一般 (*Sādhāraṇ*)、王城直隸 (*Garh Purani, sic.*)、町邑租料負担 (*Pattana Cāndinā*) の3類に区分されていた。⁽¹⁴⁾

一般ライヤットは藩王の「借地人たち (tenants)」の大多数をなす土地保有農民であったが、権益の上では「随意借地人 (tenants-at-will)」であって、土地に対してなんらの永代的権益をもたず、反対に、藩王の寵臣や従者たちのために土地を収用されることもありえたらしい。⁽¹⁵⁾ また作柄不良の時も貢租の減免を請求しえず、収穫の有無にかかわらず、「彼の名が収税吏 (*Karaṇ*) の台帳に留められ続ける限りは」貢租その他の役務と諸課徴に応じなければならなかった。⁽¹⁶⁾ その上に一般ライヤットは家屋税をも支払わされていた。⁽¹⁷⁾ 従って彼らは総体としては、一定程度の生産手段 (農器具・役畜・種穀など) を所有し自立して農業生産を営んでいたとしても、極めて隷属度の高い権利の稀薄な小農民層であったように思われる。

土地貢租以外の諸役務の具体的な内容と様態は明らかではないが、前述した *Kiran* という特惠価格による穀物等の供出のほか、第5回裁定時に存置された *Rath Beṭhī* (祭礼用の山車〔*Yātrā*〕に関する役務)、*Gast Beṭhī* (藩王・役人等の旅行時の荷役)、*Śādigamī Beṭhī* (藩王家の重要な儀式の際の役務)、*Chāuni Beṭhī* (国事用の家屋の屋根葺き)⁽¹⁸⁾をも含むさまざまな労役があった。これら無償の人身役務はライヤットの隷属性の強さを示すものであろう。

王城直隸ライヤットとは、藩王直営地 (*Nij Cās, Khāmār*) の農耕に従事していた農民で、貢租は刈分け (*Bhāg*) による生産物をもってこれを納付した。なお上ケオンジャルでは藩王直営地は19世紀末には廃止され、高率の金納貢租に転換されていたが、第5回裁定における *Kiran* の廃止に伴って藩王が穀物を直接調達して備蓄する必要が生じたため、下ケオンジャルでは直営地が維持された。藩王直営地には遺棄された土地もふくまれていた。⁽¹⁹⁾

町邑租料負担ライヤットとは農地をもたない富裕な商人・職人層であり、*Patnabandi* (*sic.*, *Pattana-bandī*?) とよばれる彼らの集落をなして居住し、宅地地代の名目で実質的には高率の所得税とも称すべき貢租を支払っていた。彼らのうち *Garh* つまり王都ケオンジャル＝ガルの交易商人たち (*traders*) は王国奥地及びブーイヤー族居住地域 (*Bhūiyān Pīr*) の交易独占権を享受していた。彼らは宅地地代のほかに、藩王、王位継承者、第1王妃及び '*Baldebjeo Thakur*' (*sic.*)⁽²⁰⁾ に *Kiran* を供与する義務を負っていた。役務としては荷牛と運送の人夫とを藩王の用に供与しなければならなかった。また彼らは祭礼時に神の傘や旗ターグルを捧持するという重要な役割を担う栄誉を与えられていた。⁽²¹⁾

付言すれば、ライヤットは国庫領ばかりでなく減租保有地と免租保有地にも存在し、それぞれの中間権益保有者の下での直接生産者層をなしていた。それらのライヤットのなかにも商人・手工業者がいたか否かは諸資料に明記されていないが、少なくともそれらの存在を否定するのは困難であろう。またいずれの保有形態を問わず、ライヤットの下に又小作人

ともいうべき別のライヤットのいるばあいもあつたらしいことは、1910年代の資料からは窺えるが、19世紀末の時点については定かでない。これらを下級ライヤット (*Sikamī Rāiyat*) という。⁽²²⁾

B. 減租保有地

減租保有地は前述のように 1858年の第2回貢租裁定時に導入されたもので、収公された免租保有地に一般ライヤット保有地よりは軽少の特恵地租 (*Tānkī*) を課したものである。従つて免租保有地の項で関連して述べることにしたい。

C. ザミーンダール領

ザミーンダール領は上ケオンジャルの *Kaliahetta* 領と下ケオンジャルの *Dhenka* 領とのふたつであつた。ザミーンダールかつては広汎な特権と領内の裁判権とを有していたが、19世紀末までにはそれらの権力を喪失して中間保有権者 (*tenure-holder*) になっていたという。⁽²³⁾

Kaliahetta のザミーンダール家は古くはケオンジャル王領の辺境守備に任じた家系であり、「ムガル領」の諸土侯家 (*Qil'ājāt Zamīndārs*) と姻戚関係をもっていた。このザミーンダール家は1859年まではケオンジャル藩王に年額 Rs. 35の金銭と若干の現物とを納入していたが、この年の裁定で貢納額は金銭 Rs. 50のみとされた。1892年には藩王がザミーンダールの在郷土地資産 (*mofussil land-assets*) つまり貢租収入年額を Rs. 550と査定し、うち Rs. 225を藩王に納入させることとした。⁽²⁴⁾

Dhenka は「流血戦乱を好み、主君を意に介せず、略奪を事とする家臣首領たち (*vassal Chiefs*) の勇猛なる一団」の所領であり、1784年にマラータつまり ナーグブルのボーンスレー王家からケオンジャル王家に割譲された。このザミーンダール領の1850年以前の状況はよくはわからないが、領地の収公が行われた結果として、この年のザミーンダールの保有地は2,000 *Man*、資産 (年収地租額) は Rs. 768、藩王への貢納は Rs. 376と査定された。1890年には貢納は Rs. 426に増額された。⁽²⁵⁾

これらのザミーンダール領内部の土地保有形態は、藩王国のそれを縮小したようなもので、耕地はザミーンダールの直営地 (*Nij Dakhal*)、

貢租免除地 (*Niṣkar*), 減額貢租地 (*Tankī*) 及びライヤット保有地に分かれ, そのほか森林や荒蕪地が存在した。⁽²⁶⁾ ザミーンダール領内のライヤット保有地とは, 所定の貢租の満額をザミーンダールに給付すべき土地であった。*Kaliahetta* と *Dhenka* のほかに「マハーラージャの *Kantajhar* ザミーンダーリー」なる所領が下ケオンジャルにあった⁽²⁷⁾ が, 思うにこれは藩王家の直営地であろう。

(2) 免租保有地

免租保有地はそのなかに多様な名称の地種を含むが, 世俗的目的をもって収租・課役権を施与された土地と, 宗教的目的によってそうされた土地とに二大別できる。世俗的免租保有地はさらに藩王家御料地 (*Khañjā*), 家臣恩給地, 職務知行地 (*Jāgīr*), 及びそれらに含まれない別の控除地 (*Minhā*) からなる。宗教的免租保有地は, 宗教施設の祭式・儀礼及び聖職者の生計の費用を支弁するための土地とバラモンへの施与地とを含む。制度用語としての免租保有地 (*Niṣkar: Lā-khirāj*) は広義には上述のすべてを含みうるが,⁽²⁸⁾ 狭義には家臣恩給地とバラモンへの施与地に限定される用例もあったらしい。⁽²⁹⁾ 以下それぞれの地種について説明しておく。

藩王家御料地は藩王嗣子 (*Tikāyit*) 及び第1王妃 (*Pāt Mahādeyī*) の扶持料地であり, 上・下ケオンジャルを通して前者は32, 後者は10の全村所領 (*Mauja Mahāl*) を有し, それらとは別に下ケオンジャルに余剰地 (spare lands) として前者は10, 後者は1の部分所領を有した。⁽³⁰⁾ これら御料地の内部の状況や編成については資料に記述がない。

家臣恩給地はパーンピック (*Pānpik*. べんまを嘔む時に吐くつばきのようにもとに返らない, つまり収公されない土地, の意という。), 衣食地 (*Khorāk-Pośāk*), 贈与地 (*Datta*) という地種名称で知られる⁽³¹⁾ が, それ以上のことは明らかでない。家臣恩給地のなかには, *Tānki Lākhirāj* という減租保有地として扱われるに至った藩王の従臣 (dependants) 及び一族の者たち (kinsmen) に対する知行地 (*Jāgīr*) も含まれていたであろう。この項目には衣食地・扶持料地のほかに, 女子の婚資用地

(*Jautuk*)・牧馬用地 (*Ghoḍā Caranī*)・給与地 (*Bartan*)⁽³²⁾・加増地 (*Chadah, sic., Cadha?*)・殉職者恩給地 (*Rakta-Paṭṭā*)⁽³³⁾ という地租名称がみられる。しかしこれまた名目以上のことは知りえない。

職務知行地は大別して、①藩王国の下級官僚の職禄、②藩王家の傭人の職禄、③兵員・警吏の職禄、④村落諸要員の職禄、にあてるものからなっていた。⁽³⁴⁾ 以下これをやや詳しく扱っておこう。

資料にあげられた受給者の職名から藩王国の下級官僚、すなわちその職務が住民全般を対象とすると考えられるのは、上ケオンジャルに免租知行地を与えられていた堰堤修築官 (*Bāndh Marammati*)⁽³⁵⁾ と、同地に減租知行地を与えられていた土地丈量官 (*Behrā Pādhan*)⁽³⁶⁾ とであった。両方の職ともにわずか2名が受給するのみで、面積も極めて少なかった。以上のほか王城に至る山道で旅行者の荷物の運搬に当るガート＝パーイク (*Ghāt Pāik* ^{ごうりき} 剛力) と彼らの親方 (*Naik: Nāyak*) も、下級官僚とは称しがたいまでも、藩王家の傭人よりは一般的、公共的な職務に従事していたものとして、この部類に入れてよいであろう。彼らは山道沿いに3マイル (4.8 km) 間隔で小集落 (*Bastī*) をなして居住し、一種の駅通をなしていたらしい。19世紀末には294人がこの職務に従事していた。^(36a)

藩王家の傭人とみうるのは、藩王家の師傅または司祭たるバラモン、諸種の儀礼要員、医薬師 (*Baidya*)、特定の物資や労働の提供者などであり、職種ごとの免租または減租知行地受給者の数は、僅かな例外を別として、非常に少なかった。⁽³⁷⁾

兵員・警吏の職禄としては、郷兵 (*Pāik*) とチャウキーダール (*Caukīdār* 警備員、看守) との知行地が挙げられる。

郷兵は植民地時代以前の土侯の武装農民軍 (peasant militia) の兵員であり、平時は農耕に励みながら、時に応じて兵役や警護に任じたり、「若干の大まかな警察的職務」に従事したりする代償として、貢租と賦役とを免除されていた。しかし植民地支配下においてこの種の兵力の動員は不可能となり、前述のように、第2回貢租裁定からは軽微な貢租の

賦課による郷兵知行地 (*Pāikān*) の収公が始められた。ラトナ＝メーリーを鎮圧したジョンストン大佐は、上ケオンジャルの郷兵たちの一部に叛徒への加担がみられたことから、この地域の郷兵の人員を削減し、それに伴って罷免された郷兵たちの知行地の全面的に収公し、下ケオンジャルの郷兵知行地の貢租率の引上げを断行した。郷兵の総数はこの時点では 3,237 人と記録されたが、その後は藩王自身がジョンストンの政策を踏襲強化したため、ドラニ＝メーリーの時までには 2,709 名となっていた。この叛乱でもまた郷兵たちの能力と忠誠とが疑問視され、若干の曲折を経て、最終的には 907 名のみが免租知行地を許され、他は全面的に知行地を収公された。⁽³⁸⁾ 残された郷兵たちは、藩王の王城及び領内諸城砦の警備等に任じるためのものであった。彼らの位階・編成・兵種についてはここでは述べない。

チャウキーダールはもとは下ケオンジャルのみにおかれ、木材の盗難予防その他の地方的業務に当たっていたが、郷兵の減員と再編成に応じて上ケオンジャルにもこれをおくこととなり、あわせて 466 名が任命され免租知行地が設定された。⁽³⁹⁾

村落諸傭員の職禄は、上ケオンジャルの村落の首領 (*Padhān*)⁽⁴⁰⁾、警吏 (*Dangua, sic.*)、占星術師 (*Jyotiṣī*)、村落女神の司祭者 (*Dehuri, sic.*)^(40a)、木工、鍛冶工、洗濯屋、理髪師、*Dakua (sic. 意味不詳)*⁽⁴¹⁾ などに与えられていた。村落首領の職禄は従前は当該村落の 1 *Bati (sic. = 20 Man)* あたり 2 *Man* の土地を Re. 0-1 の低率貢租で保有させるかたちで与えられ、他の諸傭員は 1 *Bati* あたり 1 *Man* についてこの特典を認められていた。第 5 回裁定時に村落首領の職禄は *Jala* 及び *Pāla* の 2 地目に限って 1 *Bati* あたり 2 *Man* を免租知行地として与え、それだけの面積の土地が得られない村落では職禄相当分を村落の貢租総額から控除して金銭で支給することにした。⁽⁴²⁾ 首領職禄の受給者数は 1,302 名であった。^(42a) なお下ケオンジャルでは、郷及び村落の貢租収納業務の担当者 104 名は収納分からの控除のかたちで報酬を受けていた。^(42b) その他の諸傭員は両ケオンジャルで 2,868 名あり、第 5 回裁定時に彼らの

減租知行地保有が認められた。^(42c)

控除地とは、土地貢租を賦課されない商人・職人層、つまり前出の町
 邑租料負担ライヤットの宅地及びコーシュバージュ層にマハトラーンの
 名目で与えられた土地、藩王とその役人たちの旅行時に土器の壺 (*Ha-
 ndī*) を供出する義務を負う上ケオンジャルの陶工 (*Kumhār*) の宅地と
 台地 (*Gorā*) 部分の耕地、そして下ケオンジャルの未課税の焼畑 (*Dahi*)
 と荒蕪地の切片からなる。町邑租料は通常の土地貢租ではなく一種の所
 得税と考えられて、控除地に分類されたもののようである。⁽⁴³⁾ また第5
 回裁定以前は、上ケオンジャルの *Jala* (水田) 以外の耕地も控除地のう
 ちに数えられていた。^(43a)

次に宗教的目的による免租保有地について概観する。

まず神事用地 (*Devātra*: Debottar) という、ヒンドゥーのいずれか
 の神 (*Thākur*) に施与された村落及び村落内の地片があった。これらは
 大別して、①藩王国及び諸村落のいわば公共の祀神の神社とその祭礼の
 維持のための施与、②国内及び「ムガル領」^{バンディー}の私人の祀神のための施与、
 ③プリーのジャガンナート寺院への *Amṛtamaṇi* (甘露宝) と称される
 施与、の3種であった。⁽⁴⁴⁾

公共の祀神としては^{タータル}60の神のほかに、通常は *Dehuri* (*sic.*) と称され
 る理髪師カーストまたは部族民の上層身分 (*good caste aborigine*) の
 者を神職 (*Sebāit*) とする村落女神 (*Grāma Devatī*) と、*Pūjārī* ま
 たは *Pūjā Pandā* (供養・祈禱を捧げる者) と称されるバラモンが祀る
 ジヴァーリングとがふくまれる。主要祀神の施与地は藩王の管理下にあ
 り、その土地を保有するライヤットはその保有地について国庫領のラ
 イヤットと同等の「権利」を有しており、神への役務 (*Sevā*) として金
 銭貢租と *Kiran* (*sic.* 特惠価格による供出) または *Bhāg* (刈分け) に
 よる現物貢租とを納めていた。これらは実質的には藩王の収入となった
 ものであろう。^(44a) 村落の群小の神事用地はそれぞれの神職の所持下にあ
 り、彼らが自ら耕作するか、または年ぎめで小作に出して金銭なり現物
 なりを徴収していた。⁽⁴⁵⁾

私人の祀神への施与地は 前代の授權証書 (*Sanad*) などでは認められていたもので、下ケオンジャルのみであり、勅令 (*Śāsana*) で土地を施与されたバラモンや「ムガル領」の土豪名族たちのものであった。⁽⁴⁶⁾ その耕作の様態は資料に現われない。ジャガンナート寺院への施与地の様態も資料には記述されていないが、筆者はこれを実質的には藩王の管理下にあったものと考えたい。⁽⁴⁷⁾

宗教施設への免租の施与地としては、このほか隠遁求道の生活に入った *Sanmyāsin* たちの講学礼拝の場である僧院 (*Maṭh*) のための僧院扶持料地 (*Maṭhkhāñjā*) と、ムスリムの聖者崇拜施設のための聖者用地 (*Pīratra*) とがあったが、これらも内部の様態を審らかにしない。⁽⁴⁸⁾

次にバラモンへの施与地 (*Dān*) があった。これはバラモンの集団ないし団体による村落の建設のために王から施与された村落施与 (*Cakra-dān*) または勅令施与 (*Śāsanadān*) と、バラモン個人に対する小施与 (*Kṣudradān*) との区別があった。前者は1村落全体またはそのなかの特定区画を諸村主 (*Grāmiṇia*) と称される一団のバラモンたちに与えるもので、このようにして設定された村落を勅令村落と称した。施与を受けたバラモンたちは日に3回の祈禱の時に王を頌え、年2回檳榔子の実 (*Gūā, Guvā*) と聖紐 (*Paitā, Pavitra*) とを王に献上する義務負った。後者は日・月触の時や、王の病気の平癒祈願のために行なわれる施与であった。⁽⁴⁹⁾ 以上のほかにヒンドウの‘devotees’ (おそらくはチャイタニヤ派やヴィシュヌ派の非バラモンの行者) のための布施 (*Khairāt*) の土地があった。⁽⁵⁰⁾ しかしながらこれら施与地の経営の形態や、ケオンジャルにおけるこの制度の歴史については、資料に記述がない。

なお、神事用地とバラモンへの施与地とのなかには、完全な免租ではなく、減租保有地化され *Tānki Lākhirāj* とよばれていた部分もあった。⁽⁵¹⁾ また藩王位継承者と第1王妃との御料地及び藩王国祀神の神事用地の内部には、それぞれの保有者の直営地部分と従者等の減租保有地及びライヤット保有地の別があり、藩王国全体の保有形態の類別が縮小されたかたちで存在したのである。⁽⁵²⁾

以上の羅列的な説明から、ケオンジャル藩王国の土地保有形態が必ずしも単純なものではなく、土地に対する諸権益にかなり重合する部分のあったことが知られるであろう。

3. 収租機構

国領地のうちのライヤット保有地からの貢租徴収のための要員群とそれらの配置とは、両ケオンジャルでかなり異なっていた。一般的に両地域を対比してみると、上ケオンジャルでは村落での徴収を担当する要員群と、複数の村落からなる郷 (*Dandpat, sic.*) の収租責任をもつ要員群との2層が存在したが、下ケオンジャルではこの2層をもつ地域のほかに、収租要員群が1層のみの地域も少なくなかった。減租保有地及びザミーンダール領では、それぞれの保有者が地域の広狭に応じて上級のあるいは直接の収租担当者であったであろうし、免租保有地でも同様であったであろう。ことに第1王妃と王位継承者との御料地には相応の機関が諸村落の上に存在したことであろう。以下本節ではライヤット保有地に関係する収租機構を概観するが、行論の都合上、第6回貢租裁定時までを含めて扱っておきたい。

上ケオンジャルでは第4回貢租裁定までは各郷に郷長 (*Sardār*) がおかれていた。郷長は非世襲の職務で、書記 (*Karan*) と従卒 (*Peon*) の補佐を受けて村落首領 (*Padhān*) から貢租を受領し、これを国庫に納入した。郷長は国庫への貢租輸納に懈怠のあった時は財産を没収され罷免された。郷長の職禄は徴収額の8%で、うち5%は彼自身が取り、残り3%を書記や従卒の給与にあてた。職禄はいわば徴収額しだいであったため、郷長による管内村民からの収奪が強化されがちであったが、かくして集積された郷長の財産も、しばしば、貢租延滞納額を償うに足りなかったという。⁽⁵³⁾ どのような人びとが郷長に任命されたのかは資料の限りでは判然としないが、彼らがライヤットの貢租延滞納から生じる危険とその責任とを負わされていたことは確かであらう。

そのような状況のなかで郷長たちのなかには、より安定した職禄と職務責任の限定とを求める傾向が生じていたらしい。1890-91年のダラニ

＝メーリーの時に監理官に任命されたワイリーはこのような郷長たちに固定した俸給を支払うこととし、延滞納分についての責任の範囲を貢租不納者を藩王府に告訴する権能の行使に限定した。このように改められた郷長を区長 (*Tahsildār*) と改称したが、この改革は藩王の収入を増加させ、従来の郷長の危険負担をなくし、ライヤットにも一応の満足を与えたものであり、藩王自身もこれを踏襲して実施を拡大したといわれる。⁽⁵⁴⁾

各村落では *Padhān* (>*Pradhāna*) とよばれる首領がライヤットからの貢租徴収を担当していた。村落首領の職は世襲される傾向が強く、その職務はライヤットへの貢租と耕地との配分を含んでいたというが、⁽⁵⁵⁾ このことは19世紀末までの土地貢租の賦課・徴収の実態が概算にもとづく村請け方式、いわゆるサルバラーカール (*Sarbarāhkār*) 制度^(55a)であったことを示すものであろう。村落首領は村落傭員群 (*Sebakān*) つまり警吏 (*Dangua, sic.*)、村落司祭 (*Dehuri, sic.*) や鍛冶工、理髪師などを従がえ、職禄として被課租地 1 *Bati* (20 *Man*) あたり 2 *Man* の土地を 1 *Man* あたり Re. 0-1-0 という低率の負担で保有することを許されており、他の傭員たちは同じ条件でこの半額の土地を認められていた。しかし村落首領の知行地が宅地・庭畑地や台地を均衡のとれた比率で含みうるとは考えられないので、藩王の提案で知行地を完全免租の水田と沖積地とに限定し、これらが所要面積未満の時は、村落の貢租からの相当額の控除をもって補填することになった。⁽⁵⁶⁾ なお村落首領には、傭員群の統制を通して村落内のカースト間分業を調整する機能も期待されていたようにみえる。

下ケオンジャルの収租機構はかなり複雑であった。村落の首領には1村規模の *Padhān*、複数村落を管掌する *Makadam* (*sic.*, >*Muqaddam*)、商人・職人層の居住区であり水田を含まない町邑租料支払い (*Patnabandi, sic.*) 村落の *Sarbarāhkār* 及び *Bissoi* (*sic.*) の4種類があり、*Padhān* の若干を除いてはすべてが国庫に直接貢租を輸納していた。職禄は徴収額の8%であった。⁽⁵⁷⁾

従って、この地方の郷長は必ずしも輩下に村落首領をもつとは限らず、時には郷長自身が村落の収租業務を担当した。郷長輩下の村落首領は一般のそれと区別して *Śikamī Padhān* と称せられた。⁽⁵⁸⁾ 郷長の職務は国庫に直接貢租を輸納しない村落首領からの徴収のほかに、郷兵 (*Pā-ik*)⁽⁵⁹⁾、減租保有地保有者 (*Tānkidār*)、新たに開墾された村落及び既設村落内の新たに開墾された土地⁽⁶⁰⁾ の保有者からの貢租をも徴収し、別に皮革税・漁場税、林野利用税などの雑税 (*Bājī Jamā*) の徴集、藩王・王族・高官等の旅行先のライヤットたちが供出する官糧 (*Rasad*) の割当てと徴発、Kiran の買付けと各村落への割当て、村落内の土地の放棄及び開墾の調査、管内の軽微な紛争の処理など多岐に渡るものであった。⁽⁶¹⁾ 郷長の職禄は徴収額の 8% であり、これを郷長自身とその書記 (*Kāran*)、従卒 (*Tandkar, sic.*)、輩下の村落首領とのあいだで分配した。⁽⁶²⁾ これらの職務のうち雑税の徴収以下の項目については、資料中に具体的な作業内容は明記されてはいないが、それらは上ケオンジャルの改革前の郷長とその後の区長、両ケオンジャルの村落首長にもおそらく共通していたであろう。なお下ケオンジャルでも職禄を固定の俸給制とし、貢租不納者を告訴する以外は延滞納額弁済の責任を負わない区長^{ダフシールダール}の任用は、第 5 回貢租裁定の作業期に導入されていた。⁽⁶³⁾

第 5 回貢租裁定時に藩王は下ケオンジャルの収租機構の簡素化を提案したが、英領政庁から派遣された担当官は急激な改革による既得権益の侵犯から生じるであろう紛争を恐れて、旧来の収租要員のなかから新たな独立の村落首領職を選任して、彼らに従前の収入を同じ方法で保障する措置を講じた。郷長は部族領域の 2 郷に残され、残る 25 郷は 6 行政区 (*Caklā*) にまとめられそれぞれに区長がおかれた。⁽⁶⁴⁾ ここでもまた区長がどのような人選によったかは明らかではないが、両ケオンジャルを通じて、区長職の導入がライヤットの貢租支払いに対する藩王直接の統制を強化する作用を持ったであろうことは、推測して大過ないであろう。

第 6 回貢租裁定では上ケオンジャルの区長と村落首領とによる収租機構は維持されたが、村落首領の職禄は首領知行地 (*Padhāni Jāgīr*) の

減租特権を廃止した上で、全村の貢租賦課額の20%とすることに改められた。また、藩都地域の行政区の区長を増員し、区長に一定限度の治安権限 (magisterial powers) を与えた。⁽⁶⁵⁾ 下ケオンジャルでは、部族領域2郷の村落首領職を除いて、郷長職と村落首領職とを全廃し、貢租年額 Rs. 1,0000 前後の村落群 (Circle) を担当する *Kānūngo* という名称の貢租記録官をおいた。この職は固定給与を受け、貢租延滞納についてはその一覧表を作って区長に報告する以上の責任はもたないものとされた。⁽⁶⁶⁾

村落首領の職務の内容が第5・6回裁定時にどのように規定されたかは、後章で詳しく述べることにするが、この段階では両ケオンジャルの収租機構の編成が異なる方向を示していたことのみを指摘しておきたい。

註

- (1) 以下 *KSR-I.*, § 119 (pp. 41-42), 128-148 (pp. 44-48). より摘要。
- (2) *Śārada* (資料中では *Sarad*, *Saradh* と綴る。) は雨期明け後の2ヶ月、「秋」の意で、6~7月播種、11~1月収穫の稲をいう (*OSR-I*, vol. 1, p. vi.)。しかし別の個所では、6月に直接拡播するかまたは苗代 (*Tālimundā*) に播種して7-8月に移植し、10-11月に収穫する稲を *Laghu* (*sic.*), 12-1月に収穫する稲を *Garu* (*sic.*) とよんでおり、*Śārada* という種類名は挙がっていない (*KSR-I.*, § 121 [pp. 42-43])。
- (3) *OSR-I*, p. iii には '*Gora*' の解説として「非常によくある色の薄い土壌」とある。「陸田」「畑」のさすものと筆者は考える。
- (4) この語義は、H. H. Wilson, *A Glossary of Judicial and Revenue Terms, etc., of British India*, 1855, ed. by A. C. Ganguly & N. D. Basu, Calcutta: Eastern Law House, 1940, p. 76 r. による。
- (5) *KSR-I.*, § 18 (p. 21.)。なお *Gorā* 及び *Dāhi* に栽培する作物は年ごとに定しなかったということであり、例を挙げれば、雨期の降雨を利用して各地に5-6月に播種して8-9月に収穫する *Beali* (*sic.*) という陸稲を栽培した翌年に、その種子が得られない時は、その同じ土地に粟・稗の類や豆類を作るという (*KSR-I.*, § 120 [p. 42])。 *Gorā* には陸稲・豆類のほかには芥子菜や油菜も作られていた (*KSR-I.*, § 134 [p. 45])。他の重要な食用作物に玉蜀黍や黍があるが (*KSR-I.*, § 124 [p. 43])、これらも *Gorā* 及び *Dāhi* または *Toila* で栽培されたものであろう。

- (6) 2毛作のばあいには、陸稲のあとには芥子菜、豆類、marsh melon (?), 玉葱、茄子、唐芥子などが来るという。
- (7) *Dālūā* とは、1月に苗代から移植して4月に収穫する稲の名称でもある (KSR-I., § 121 [p. 42])。
- (8) 各地目の面積については、本稿Ⅳ, 1, 註(1a)参照。
- (9) KSR-I., § 128 (p. 44).
- (10) KSR-I., § 137, 140, 144 (pp. 46, 47).
- (11) 本稿Ⅳ, 1 参照。
- (12) KSR-I., chap. IX (pp. 48-61), には藩王と直接生産者との中間に介在する権益のみが列挙されているが、KSR-II., chap. V (pp. 9-19) ではすべての権益を並列している。特に pp. 9, 10の1905年実施の藩王の明細簿 (Robkārī, sic., *Rū-ba-kāri*) による保有形態一覧表は詳細かつ便利である。
- (13) KSR-I., § 195-196 (pp. 61-62), 202-203 (pp. 64-65) によると、藩王国の土地=貢租台帳による保有形態別の土地面積 (単位 *Man*) 及び貢租負担額 (括弧内) は下表のとおりであった。

保有形態等		上ケオンジャル	下ケオンジャル
耕地総面積		161,592	139,542
1. 国庫領内訳	A ライヤット保有地	101,940 (Rs. 33,761)	110,208 (Rs. 93,524)
	A' 藩王直営地	33,661 (Rs. 16,630)	61,865 (Rs. 67,871)
	B 減租保有地	162	414
	B 減租保有地	64,198 (Rs. 1,013)	45,938 (Rs. 25,227)
	C ザミーン領	2,785 (Rs. 225)	2,000 (Rs. 426)
2. 免租保有地		59,652	29,316
(不明分)		1,134 (Rs. 15,893)	

このうち「藩王直営地」については後述する。上ケオンジャルの「不明分」は、2度以上現われる数字その他によって計算しなおしても、説明がつかない。面積の「不明分」は全体のわずか0.7%であるから誤植等によるものとして意に介さないまでも、貢租額は全体の46.92%にあたり、無視できない。Kiranの相当額が計上されたと考えるにも無理がある。この点で本文の49.26%という数字は実際の値以下と考えられる。

- (14) KSR-I., § 222 (p. 72).
- (15) これは実際には立退き、追立ての強制ではなく、藩王側からの中間介在権益の設定であったであろう。
- (16) KSR-I., § 223 (p. 73).

- (17) KSR-I., § 140 (p. 47).
- (18) KSR-I., § 224 (p. 73).
- (19) KSR-I., § 226 (p. 74). なお KSR-II., § 73 (p. 18). では 'Nij-Jote Garpurni and Chirole Raiyats' と表現し、これを藩王の直接管理 (*Khās*) 下におかれた土地の物納貢租負担ライヤットとしている。Chirole (*sic.*) は「村落の所有者または借地権者自身が自前で耕作する土地」の意の Chhir (*sic.*, H. H. Wilson, *op. cit.*, p. 171 r.) と関係する語かも知れない。(なお KSR-II., § 43 は *Nij-cas* と Chirol とを別のものとして挙げ、§ 69 は 'Garpurni or Chirole' としている。)
- (20) これは藩王の国家祀神 (state *Thakurs*) のひとつであろう。
- (21) KSR-I., § 135 (p. 45), 140, 142 (p. 47), 227, 228 (p. 75). これらの記述のあいだに多少の齟齬がみうけられるが、問題とするほどのものではない。
- (22) KSR-II., § 75, 76 (p. 19). 但しこの下級ライヤットは、ザミンダール、減・免租地保有者、及び収公された旧知行地 (*Jagir*) 等のライヤットをさす用語で、富裕な一般ライヤットの下の小作人のごときものではない。収公された土地 (*Bājiyapt: Bāz-yafta*) の保有者 (*Bājiyāptidār*) は土地法上はライヤット身分に擬せられるので、その土地の耕作者は制度上では下級ライヤットとなる。
- (23) KSR-I., § 186 (p. 59). なお、オリッサの藩王国のなかで内部にザミンダール領を抱えていたのは、1940年代初頭でわずか7国であったという (ROCS-I., § 14, [p. 15]). 但し Mayurbhanj (Morbhanj) 藩王国はこの資料の対象でないので、同国の事情については確認できない。
- (24) KSR-I., § 187, 188 (p. 59).
- (25) KSR-I., § 191, 192 (p. 60).
- (26) KSR-I., § 190 (p. 60), 194 (p. 61); KSR-II., § 60 (pp. 16-17). Dhenka では *Birādar Dakhal* というザミンダールの同族 (breatheren) の直営地があった。(なお上引箇所は地種別の面積・貢租額の表であるが数字に誤りがある。)
- (27) KSR-I., § 17, (b), 27 (p. 21).
- (28) KSR-II., § 42 (p. 9). の分類をみよ。
- (29) KSR-I., § 152 (p. 49). は「宗教的目的のための寄附行為」としての宗教施設用地と、「^{クニキウワジ}免租譲与」とを別の項目に立てる。
- (30) KSR-I., § 153, 154 (p. 49). 「部分所領」が既耕地なのか林野・可耕荒蕪地などからなる既耕地の外側にあるのかは、資料に明記されていない。
- (31) KSR-I., § 152 (p. 49), 162, 163, 164 (p. 51).
- (32) KSR-I., § 184 (p. 57). 「家臣及び一族の者たち」という資料中の用語は、具体的にはおそらく藩王の一定範囲の系族 (lineage) の成員を指していたと考えられる。
- (33) これらの地種名称は KSR-II., § 43 (p. 10), 63 (p. 15). にみられる。

- (34) 以上の分類は筆者が資料中の項目を組み替えたものである。資料中では、第5回貢租裁定時に藩王 Dhanurjoy Narayan Bhanj が最初に提出した免租保有地の一覧表 (*Fard*) がこれらの分類をせずに、受給者の職種を列挙していたらしいことが知られ、また裁定担当官が減租知行地 (*Tanki Jāgīr*) の受給者を①藩王の家臣と同族 (*dependants and kinsmen*)、②藩王国の傭人 (*State servant*)、③藩王家の傭人 (*servants of the Raja's household*) に区分しながら、②と③については実際に明確に区別していないことがわかる。①を筆者は前述のように家臣恩給地に加えた。KSR-I., § 168 (p. 52), 183 (p. 57), 185 (pp. 58-59).
- (35) KSR-I., § 170 (p. 53).
- (36) KSR-I., § 185 (p. 58).
- (36a) KSR-I., § 168 (p. 52), 170 (p. 53).
- (37) 繁雑にわたるが、第5回貢租裁定時の職名と受給者数とを列挙しておく。上ケオンジャルの免租知行地保有 (*holdings*) の名称と件数は、船頭 (*Nauria, sic.*)、花輪作り (*Mālākār*)、祈禱師 (? *Amānt, sic.*, 'Puja performer' > *Amantrayitā*?), 旗手 (*Bairakhid, sic.*)、水運び (*Pāṇi Bahā*), *Daśaharā* 節の射手 (*Digbindha*)、各1名、鼓手 (*Bādyākār*) 23名であり、同地の減租知行地受給者は、砲手 (*Golandāj*)、旗手 (*Nisāniya*)、穀倉の番人 (*Koṭhijagā*)、食肉提供のための屠殺係の助手 (*Dangia Dhara, sic.* 「肩に掛ける籠の運び役」?), *Daśaharā* 節の射手、神に供える土製の壺 (*Ghāṭa*) の運び役 (*Ghaṭwāl*)、その壺を水に浸す役 (*Buda, sic.*)、金属製の壺 (*Gārīā*) の運び役 (*Gārībhārī*)、藩王司祭 (*Purohit*)、各1名、料理人 (*Suār*)、食肉提供のための屠殺係 (*Bahuka, sic.*)、各2名、花輪作り3名、鼓手、水運び (*Apat, sic.*)、傘持ち (*Tarasia, sic.*)、各4名、駕籠かき (*Sasmal, sic.*) 24名である。下ケオンジャルの免租知行地保有者 (*holders*) 数とその藩王師傅 (*Rāj Guru*)、藩王の名代として諸神に参詣する者 (*Darśani*)、各1名、食肉提供のための屠殺係2名、医薬師 (*Baidya*)、きんまの葉の供給者 (*Bedia Khanja, sic.*)、各8名、水運び (*Apat, sic.*) 23名、同地の減租知行地受給者は藩王師傅、藩王家師傅 (*Ballab Guru, sic.*)、神の花を藩王に捧げる者 (*Charanadak, sic. Caranadok?*)、各1名、料理人5名、医薬師6名、旗手7名、花輪作り20名。以上のうち同種異名の職があるがその相違などは不分明である。KSR-I., § 170 (p. 53), 185 (pp. 58-59).
- (38) 詳しくは KSR-I., § 171-180 (pp. 53-56), App. XIII, XIV (pp. 108-109). なおこのうちには上ケオンジャルの鼓手23名が含まれており、また別の13名が Kaliahetta のザミーンダールから土地を支給されていた。
- (39) KSR-I., § 169, 170 (pp. 52-53). 上ケオンジャルのチャウキーダールの数は § 169 と § 170 とで4名異なるが、後者を採る。チャウキーダールはライヤットのなかから任命されたので、ライヤット保有地が免租知行地に編入されることになったが、職の解雇が土地喪失につながるこの措置を嫌う者に対しては、知行地と

- して可耕荒蕪地が支給された。
- (40) この職は傾向として世襲であったという。KSR-I, § 208 (p. 67).
- (40a) KSR-I, § 185 (pp. 58-59).
- (41) KSR-II, § 55 (p. 13).
- (42) KSR-I, § 209 (pp. 67-68).
- (42a) KSR-I, § 195 (p. 61).
- (42b) KSR-I, § 210 (p. 68).
- (42c) KSR-I, *Ibid.* 第6回裁定時にこれらは再び免租地とされた。KSR-II, *Ibid.*
- (43) KSR-I, § 165-167 (pp. 51-52).
- (43a) KSR-I, § 195 (p. 61) の表の 'Remarks' 欄参照。
- (44) KSR-I, § 155 (p. 50); KSR-II, § 44 (p. 11). 後掲書では③にジャガンナート寺院以外のものも含まれるように述べている。
- (44a) 国家祀神の神事用地が、実質的に、藩王直営地に等しかったことについては、ROCS-I, § 16 (pp. 17-18); -III, *Keonjhar*, § 6 (p. 136) 参照。
- (45) KSR-I, § 156 (p. 50), 232, 233 (pp. 75-76). なお村落の神社の神職の呼称として *Ma'rifatdār* という語も用いられていた。
- (46) KSR-I, § 157, 159 (p. 50); KSR-II, § 44 (p. 11).
- (47) その根拠は第5回から第6回の貢租裁定にかけてこの地種の面積が倍増していることである。KSR-I, § 159 (p. 50); KSR-II, § 45 (p. 11). 参照。
- (48) KSR-I, § 152 (p. 49); KSR-II, 45 (d) (p. 11). 後掲書はムスリムの聖者用地に言及しない。
- (49) KSR-I, § 160 (p. 51); KSR-II, § 45 (b) (p. 11).
- (50) KSR-I, § 152 (p. 152).
- (51) KSR-I, § 182 (p. 57).
- (52) KSR-I, § 195, 196 (pp. 61-62), 203 (p. 65), App IX, X (p. 106). の対照により確認できる。
- (53) KSR-I, § 205, 206 (p. 66).
- (54) KSR-I, § 206 (p. 66).
- (55) KSR-I, § 208 (p. 67). 村落首領の任命は村民との談合の上で行うのが旧慣であり、投票が記録されるという。しかし通常は長子相続によった。ROCS-III, *Keonjhar*, § 23 (p. 140).
- (55a) 王が、土地丈量を行わずに、貢租を村落ごとに一括賦課して、その個々の農民への配分は村落首領に任せる方式をいう。サルバラーカールは村落首領の名称であるが、他の名称をとる地域も多い。
- (56) KSR-I, § 209 (pp. 67-68).
- (57) KSR-I, § 210 (p. 68), 212 (p. 70). なお彼らの人員数は *Pādhan* 21名, *Mukadam* 49名, *Sarbarāhkār* と *Bissoi* 各1名であった。なお職禄の率は前2者に

- についての数字であるが、後者もたぶん同率であったであろう。
- (58) KSR-I., § 210 (p. 68).
- (59) 下ケオンジャルの郷兵 (*Paik*) は一般郷兵と良家 (*Bhāla Log*) 出身の上級兵士 (*Mojkuri P. > Madkuri P.*) とに分けられていた (KSR-I., § 174 [p. 54]). が、郷長は後者からは直接に、前者からは彼らの村落の首領 (*Dalayi, sic.*) を通して貢租を徴収したほか、少数部族民からなる *Palli Paik* (*sic.* 旅行者の荷役に当る剛力^{ごうりき}で戦闘要員ではない。 *Ibid.*) の首領 (*Nāik*) からの徴収をも担当した。
- (60) 資料中の表現では「借地人たちによって、彼らが自分たちの村落首領にそのための地代を支払っていた自身の土地を超過して、耕されていたことがわかった土地」。従って、ばあいによっては、同一村落内に首領と郷主とがそれぞれに収租業務を行なう土地が併存したことになる。
- (61) KSR-I., § 212 (pp. 69-70).
- (62) *Ibid.*
- (63) KSR-I., § 212 (p. 68), 212 (p. 69). その数は郷長24名に対し区長3名であった。
- (64) KSR-I., § 213-217 (pp. 70-71).
- (65) KSR-II., § 118, 119, 124 (pp. 27-28).
- (66) KSR-II., § 122-123 (p. 28).

Ⅲ 第5回貢租裁定の内容

1. 土地貢租率の決定

ケオンジャル藩王国における第5回貢租裁定の前提条件として見落しえないのは、それがダラニー＝メーリーののちのインド政庁の介入と指導の下に、藩王権力の強化策として行なわれたことであろう。それは一方では、後述するように、住民の諸負担の相対的軽減をも図りながら、他方では藩王の住民統制機構を強化するとともに、藩王の財政収入を拡大させる政策として実現された。この住民の諸負担の緩和と藩王収入の増加という一見背馳するかにみえる政策がとられえた少くともひとつの条件としては、藩王国における人口増加とそれに伴う耕地の拡大があったように思われる。すなわち、人口は1872年国勢調査における181,871人から1891年の248,101人へと、36%以上の伸長を示していたが、⁽¹⁾ 耕地面積は第4回貢租裁定から第5回の間に、上・下ケオンジャルの諸地種を合計して54,840ヘクタールから89,467ヘクタールへ63%の拡大を示していた。⁽²⁾

第5回貢租裁定の国庫領のライヤット保有地に関する基本原則は、①Kiranの廃止と賦役 (*Beṭhi*) の種類の限定、②上ケオンジャルの焼畑 (*Dahi*) 以外の全地目への土地貢租賦課、③新たな土壤分類規準の設定、④ライヤットの権益・義務の文書による確定、の諸項目に集約できる。①・④については後章で述べることとし、ここでは②・③のみを扱う。

土地貢租を賦課される地目は、前述したように上ケオンジャルでは水田 (*Jala, Śārada*) に限られていたが、下ケオンジャルではすべての地目がその対象となっていた。上ケオンジャルでは台地 (*Gorā*) 及び沖積地 (*Pāla*) を控除地 (*Minhā*) として土地台帳 (*Bhiān*) に計上していた。⁽³⁾ 第5回裁定では、これらの地目が廉価供出や賦役の代償として免租されていたという認識から、それらの負担の廃止や制限とひきかえに、焼畑を除く全地目を課租地としたのである。⁽⁴⁾

次に土壤分類規準について述べる。まず上ケオンジャルでは、平地帯の広狭によって郷 (*Dandpat*) を3等級に分け、さらに各級郷内の村落をそれぞれの自然条件の優劣に応じて3等級に分け、村落ごとに土地貢租率を定める方法が採られていた。土地貢租率には全体では水田^{ジャラ} 1 *Man* あたり Rs. 0-12 から Rs. 0-4 にわたる11等級の区別があったが、村落内部の耕地の等級による貢租率の細分までは行なわれていなかった。⁽⁵⁾

その点につき、「この制度は、村民がすべての村落の土地をさまざまな構成員のあいだで、ほとんど均等な比率で分割して持たせるのを常としていた、旧来の村落共同体 (*village community*) の子孫たちだけで完全に成り立っていた旧時代には、よいものであった。しかし後の時代には、その数が多くの村落で旧来の居住者の数を越した新たな定住者たちが、原始的制度の難点に気づき、最優等地を耕作する開基者家族の子孫とは異なって、最劣等地を保有しているのに、より幸運な同輩たちと同率の地代を支払っていたことを知った。このことは、当然ながら借地人たちのあいだに不満を生み出し、当面の裁定作業 (*settlement operations*) が始まった時、旧制度を維持するのは不公平であり異常でもあることが知られた」⁽⁶⁾ という観察が記録されている。

ここで述べられている往古の「村落共同体」の土地の実質的平等原理による配分^(6a)については、当面検証不可能であるが、上ケオンジャル諸村落の村民のあいだに、定着して以後の世代数の長さとはそれに対応する保有地の地味の優劣とをめぐり利害の対立があったことと、それを調整することが貢租裁定担当官の政策課題であったことが看取される。

裁定担当官はその調整のために諸村落の首領を王城に招集し、藩王の同意のもとに、従来の郷・村落それぞれ3等級の区分のほかに各村落内の水田をさらに3等級に区分してそれぞれの貢租率を定めることとし、住民の多くが貧しい部族民 (aborigines) である丘陵地域については、さらに低率の貢租を課することにした。これによって、貢租率だけでみると1 *Man* あたり Rs. 0-11 から Rs. 0-3 に至る9等級が区別された。⁽⁷⁾ これは最優等地をとっても従前より Rs. 0-2 の軽減措置となったが、全体としては地味の優劣と負担の軽重とに、厳密さの程度はともあれ、ある種の相関性をもたせることをめざしたといえる。

しかしながら以上の軽減措置と同時に、焼畑を除く従来の免租地が新たな賦課の対象として追加された。個々の地目の貢租率を列挙することは避けるが、このばあいにも、^{ゴラ}陸田と^{ベラ}沖積地とについてはそれらの位置や地味を考慮した土壌と貢租率との等級区分が導入されたし、^カ庭畑地については概ねは一率の貢租率を採用しながらも、王城周辺は特に高率にし、丘陵・森林地域を低率にする配慮が払われた。⁽⁸⁾

下ケオンジャルでは従前は水田と^{ベラ}沖積地とをひとつにして、1 *Man* あたり Rs. 2-1-5¼ から Re. 0-4 までの38等級の貢租率が用いられていたが、まず2地目を分離し、位置、肥沃度、灌漑などの条件を勘案して村落とそのなかの土地とを等級区分して、水田については Rs. 2-1-4 から Rs. 0-4-2 までの16等級の貢租率を、^{ベラ}沖積地については最優等地 Re. 1-15-3 から Re. 0-4-2 まで合計26等級の貢租率を、それぞれ導入した。⁽⁹⁾ ここでは焼畑をふくむ他の地目も既に貢租賦課の対象となっていたが、*Dālūā* 以外では、やはり地域差を配慮した貢租率の等級区分が採用された。甘蔗作付地や *Betel* (^ベきん^マ) 作付地、果樹園は別途の貢租

率を適用された。⁽¹⁰⁾

新たな土地貢租率の決定は総体として藩王の収入を増加させた。上ケオンジャルでは、ザミーन्दール領からの貢納を除く国庫領収入が第4回貢租裁定時の土地台帳によって Rs. 33,536, 1897年までの耕地増等による増収を加えて Rs. 41,420 であったが、第5回裁定によって、Rs. 97,836 に増大した。このうち Rs. 15,556 は庭畑地^{カ-ラ}、陸田^{ゴ-ラ}、沖積地^{バ-ラ}への賦課によるものであった。対前回比192%増のうちの46%部分、対1897年比136%増のうちの38%部分が、賦課対象地目の増加に負っていることになる。⁽¹¹⁾ また水田^{ジャラ}に対する土壌等級別の土地貢租率の導入が、個別的には貢租負担の減少をもたらしたばかりのあったことを疑いえないにしても、全体としては、1 Man あたりの平均負担額が前回裁定時の Rs. 0-7-11 から Re. 0-8-4 にわずか0.5%ながら増大させたこと⁽¹²⁾ を見落してはならないであろう。

一方下ケオンジャルでは、庭畑地^{カ-ラ}や甘蔗作付地の貢租率の改定によって Bs. 4,622 の増収があり、これはこの地域におけるザミーन्दールの貢納を除く増収分の5%に当るが、⁽¹³⁾ ライヤット保有地1 Man あたりの平均負担額は Re. 1-1-6 で変動を示していない。⁽¹⁴⁾

因みにライヤット保有地保有者 (holders) の人口を地目に関わりなく挙げておくと、上ケオンジャルでは23,329人であり、⁽¹⁵⁾ 下ケオンジャルでは保有物件 (holdings) の数が28,399件、王城直隸ライヤットのそれが231件であった。⁽¹⁶⁾

2. 減・免租保有地とザミーन्दール領の取扱い

次にライヤット保有地以外の国庫領諸地種について述べておこう。まず減租保有地として扱われていた神事用地、バラモン施与地、家臣恩給地のいわゆる *Tānki Lākhirāj* 部分については、ライヤット保有地の土地貢租率の50%を下回らない率、またはそれから既得利益 (*Sābik Munaphā > Sābiq Munāfa*)、つまりライヤット保有地の旧貢租率と特恵的貢租 (*Tānki*) との差額を控除した率で賦課された。この部分は藩王国全土で面積としては6%、貢租収入では24%の増大を示し、上ケオンジャルで

保有者数132, 下ケオンジャルで保有物件数 1,655 と記録されている。⁽¹⁷⁾

職務知行地のうち 藩王の家臣や一族の衣食地等として支給されていたものは、下ケオンジャルのごく一部分を除いて収公され、旧来の受給者には金銭給与が支払われることになった。⁽¹⁸⁾ 下級官吏、藩王家諸傭員、郷兵、警吏、村落諸要員の職務知行地については、行論の都合上他処で述べたが、免租扱いとしたものもあれば、減租扱いとしたものもあり、収公したものもあれば、逆に従来の減租地を免租に戻したものもあった。全体としては収公された部分の方がはるかに大きく、^{ジャーゴール}知行地と称される地種は免租・減租をあわせて第 4 回貢租裁定時に両ケオンジャルで合計 100,499 *Man* あったものが、第 5 回では免租地扱いが合計 25,759 *Man*, 減租地扱いが合計 5,876 *Man* であり、⁽¹⁹⁾ 残余は悉くライヤット保有地に転化されたものと思われる。⁽²⁰⁾ 付言すれば、郷兵の職を解任されてライヤットとなった者を *Bājyāphtidār* (*Bāz-yāfti-dār*. 収公地保有者) というが、彼らの既得の利益にはかなりの配慮が払われたし、彼らも貢租負担の増額とひきかえに兵役を免除され、農事や家業に専念できることを内心では歓迎していたという。⁽²¹⁾

村落首領を含む村落諸傭員の減租保有地については、行論の都合上他処で言及済みであるので、ここでは繰返さない。

免租保有地とされる藩王位継承者と第 1 王妃との御料地、神事用地、バラモン施与地その他小規模の施与地や恩給地については、上ケオンジャルでごく一部を収公したほかは、そのままに存置された。⁽²²⁾ この部分の耕地面積は両ケオンジャルをあわせて、第 4 回裁定時の 41,410 *Man* から第 5 回の 58,474 *Man* へと 41% の増加を示している⁽²³⁾ から、これらの保有者たちの収入も総体としてこれに応じて著増したであろう。免租保有地の収公や減租保有地の満率収租地化による貢租の増収の規模は、上ケオンジャルの第 5 回裁定による藩王貢租収入の対 1897 年比 136 % の増収中の 40 % 分をそれが占め⁽²⁴⁾ 下ケオンジャルでも 34.5 % 中の 11.4 % に当る⁽²⁵⁾ ことから察知される。藩王とその最近親者及び特権的バラモンその他少数者の既得権益を温存し拡大させる政策志向は明確である。この

ことは、下ケオンジャルに留保された減租知行地のうち広大な林野を含む14,830 *Man* の受給者2名がかつての藩王国の大臣の嗣子たちであり、その1人がこの地域の郡司政官であった⁽²⁶⁾ ことをみれば、さらに納得されるであろう。

Kaliahetta 及び Dhenka の両ザミーンダール領はそれぞれ貢納額を64%, 48%増額の上で存続された。⁽²⁷⁾ ここにも藩王の収入の増加と、それがもたらすであろう藩王のザミーンダールに対する支配の強化と、その限界内での既存体制の温存という政策志向が読みとれる。

3. 土地保有者の権益・義務の確定

ケオンジャル王国の第5回貢租裁定担当官であった A. C. ダースは、それ以前の土地保有をめぐる権益・義務関係の状況を、以下のように概括している。

……先回の「^{メーラー}叛乱」の時にひろくみられた不満の主な要因は、^{ステート}藩王国の貢租要求に関するもの悉くが、限度の不確かで恣意的なものだったことであつた。「^{ベータイー}賦役」という労働の乱用にわたる要求、不当な廉価による生活用品の取得 (Kiran), 「^{レント}地代」と正当によびうるもの以上の、そしてそれ以外の諸課徴が、国庫をみたし国事を掌ると思われているありとあらゆる胥吏たちの強慾を飽かすために、取立てられると信じられており、ために借地人たちは、実際に、自己の権利と負担義務についての非常に貧弱な観念しか持たせていなかった。……それゆえその「^{メーラー}叛乱の」日々につぐ反動期、つまり借地人から取れる限りは一銭残さず絞り取る努力が国務に寄せる熱意であると考えられた時に、借地人たちが、ある種の古来の伝統的な藩王国の貢租要求、例えば^{ベータイー}賦役、荷役などからの全面的解放をめざしたのは、不思議ではない。それゆえ格段に重要なのは、インド政庁が決定したように、これらの錯綜した問題すべてを最終的に解決し、借地人たちの適切な権利膳本 (record-of-rights) と彼らから要求しうる役務とが、明確に定められることである。⁽²⁸⁾

この文章は、19世紀末においてケオンジャル王国の農民たちのあいだに藩王の土地貢租及び賦役の収奪に対するかなり激しいの抵抗があり、それに対して「借地人たち」の権益・義務の明確化をもって譲歩しながら、藩王の権益と支配とを再編保障することが、インド政庁の政策意図であったことを物語っている。

裁定担当官は、藩王の意向を徴し、在地の伝統的支配者層 (the natural leaders of the people) との協議を経て、個々のライヤット、村落首領 (*Padhān*)、減租保有地保有者 (*Tānkidār*)、郷兵 (*Pāik*) 及び村落諸傭員 (*Sebākān*) からなる役人 (*Cākarān*)、ザミーンダール及び下級借地人 (sub-tenants) に、権益・義務内容を明記した地券 (*Paṭṭā*) を発給し、各人からその記載についての承諾書 (*Kabūliyat*) を提出させた。以下それらの承諾書の内容を検討しておこう。

(1) ライヤット

第5回裁定時にライヤットとして地券を交付された者の総数は、町邑租料負担者たる商人・職人たちを除いて、60,100人であった。その内訳は国庫領の一般ライヤット51,668名のほか、藩王直営地の王城直隸ライヤット231名、藩王嗣子と第1王妃との御料地のライヤットがそれぞれ1,004名と821名、藩王国祀神の神事用地のライヤットが6,316名であった。⁽²⁹⁾ ザミーンダール領、減租保有地、郷兵等の職務知行地のライヤットはこれには含まれなかった。これは彼らが制度上は下級ライヤット (*Śikamī Rāiyat*) とされたためであろう。以下地券を与えられたライヤットからの承諾書によって、その土地保有条件をみることにしよう。

ライヤット総数の86%近くを占める国庫領一般ライヤットの承諾書は、全部で17条から成るものであった。⁽³⁰⁾ その17条の内容は、土地貢租の納入、賦役、荒蕪地の開墾、保有地の処分、林野の利用、忠順義務などにわたっていた。

土地貢租の納入に関する承諾書の要旨は下記のようなものであった。ライヤットは各自の地券に明記された一定面積の土地を自らまたは他人によって耕作し、同じく地券に明記された一定年額の「地代」をアムリ

暦1305-19年の15年間にわたり, *Māgh* (1-2月), *Baiśākh* (4-5月), *Bhādra* (8-9月) 各月の28日までにそれぞれ16分の10, 4, 2の割合で, 村落首領等の収納担当者に支払い, 必ず受領証を受け取る。「地代」は耕作地と休耕地の別なく支払うものとし, 延滞納には月1%の利子^(80a)と督促料とが徴収され, これらの支払いの責任は嗣子に及ぶ。水害や旱害による作物の減収に対しては, 藩王またはその代官が被害状況を調査した上で許可する減免を受ける。保有地の放棄は年の農事暦の始まる *Caitra* 月 (3-4月) の前に藩王または代官に申告するものとし, 申告しなければその1年分の「地代」を支払う。また保有地の全部または一部分の譲渡は藩王の許可を要件とする。なお保有地中の陸田^{ゴラ}が耕作に不適となったばあいには, 村落首領より等面積の藪地 (*scrub-jungle*) を支給される。保有地以外の可耕荒蕪地をライヤットが開墾するばあいには, その土地が村落首領の所管としてその承諾書中に含まれていれば村落首領から地券を受けてその「地代」を支払い, それ以外の荒蕪地及び藪地については藩王の許可を得て開墾し別途に「地代」を支払う。また林野及びその産物に関する藩王国の法規を順守すべき旨も規定された。

賦役関係の承諾書の文言は具体的かつ詳細である。項目別に列挙してみよう。

- ① 藩王家の婚礼, 葬儀, 聖紐佩受式の際には, ライヤットは同郷同村のライヤットたちとともに必要とされる葉懸けの小屋 (*leaf-huts*)⁽⁸¹⁾ を建て, 薪と葉皿とを提供し, 1日 Re. 0-0-5. の食費 (*Khorākī*) を支給される。婚礼行列が自分の郷内で宿泊する時は, 市場価格 (*market rates*) で官糧 (*Rasad*) を, 無償で薪と葉皿を供出し, 宿泊用の葉懸けの小屋を建てる。
- ② 藩王, 王族, 監理官, 同補佐官, 郡司政官, 藩王の使臣 (*Vakīl*), 他藩王国の使臣が旅行で通過する際には, 他のライヤットたちとともに荷役を自ら勤めるか, またはそのための労働力を提供する。これには食費が支給される。また無償で葉懸けの小屋を建て, 薪, 藁, 葉皿

を供出し、市場価格で官糧を納入する。

- ③ 婚礼の際に藩王または前述の諸役人が藩王国外に旅行する時は、帰還まで食費を受けて荷役を勤める。就役21日以上に及ぶばあいは日当 Re. 0-2 を受ける。そのほか郷内の城砦の簡易建造物 (the *kaccā houses*)⁽³²⁾ の材料を毎年 (無償で?) 供出し、食費を受けてそれらの屋根葺きを勤める。
- ④ 英領政庁の官吏の当国通過の際には、前記のように荷役、官糧供出、その他の用務を勤める。
- ⑤ 村落祀神用の木材は、郷または村落の必要とするものを他のライヤットたちとともに供出し、そのような作業に従事するあいだは食費を支給される。上質種でないサラノキ (*Sāla: Shorea Robusta. Gaetrn. f.*)⁽³³⁾ 及びキワタ (? *Simili, sic., Bombax Malabaricum, D. C.*)⁽³⁴⁾ の木材は、搬送距離10マイル以内であれば無償で供出する。⁽³⁵⁾ 古来の山車祭で山車を牽くのにふさわしいカーストに属するライヤットは、無償でそれを行なう。

なお賦役に準じるものとしての生産物を廉価で供出する Kiran の慣行が廃止されて、ライヤットによる生産物の自由な販売が認められる旨が承諾書に明記された。また *Daśaharā* 節に藩王に臣従の印としてカボチャを贈る献上 (*Bhetṭi*) の風習が義務づけられた。

以上のほか一般的な忠順義務として、叛乱 (*Melī*) を起したりそれに加担したりせず、常に藩王に忠誠を励みすべての王命を順守すべきことと、現藩王の書状による許可なくしては武器を所持しないことが謳われた。承諾書の末尾は、以上の諸条件を些かも侵犯せず、不履行の際には処罰及び保有地からの強制退去に服する旨が明記された。

藩王位継承者及び第1王妃の御料地の一般ライヤットの承諾書は、諸賦役の給付の対象をそれぞれの領主とし、かつ領主の必要とする糧食を市場価格で供出するという規定のほかは、国庫領のそれと同じであった。⁽³⁶⁾

神事用地については、重要な藩王国祀神とジャガンナート寺院及び僧

院扶持料地のライヤットに地券が与えられ、承諾書を提出させた。神事用地ライヤットの貢租負担の方法は従来一様ではなかったが、刈分け (*Bhāg*) による生産物貢租を廃止してすべてを貨幣納とした上で、その金額の25%相当部分を市場価格より25%廉価に見積った穀物をもって納入することとした。また彼らの宅地は免租扱いとされた。その他の点では彼らの土地保有条件は国庫領の一般ライヤットと同じであった。⁽³⁷⁾ なお群小の私人の祀神や村落祀神の神事地は、その保有者に相当する司祭者が一般に年ぎめで小作に出しており、ライヤットの権益、義務を特に定めなかった。⁽³⁸⁾

ごく少数の王城直隸ライヤットの承諾書は、土地貢租を生産物の37.5%の刈分けによって現物で給付すべき旨を定め、賦役及び献上の義務、荒蕪地の開墾、保有地の譲渡についての規定を含まないことを除いては、国庫領一般ライヤットのそれと大差なかった。⁽³⁹⁾

商人・職人層からなる町邑租料負担ライヤットに対しては、貢租額を引上げたが、藩王への糧食供出と運送用の役牛の提供とを免除し、賦役としては祭礼時における祀神の傘と旗の捧持を課し、英領政庁官吏の旅行への援助が義務づけられた。^(39a)

以上のようにライヤットの負担すべき土地貢租や賦役等の範囲は一応は確定され、その範囲内で、貢租受領証の交付や作物の自由販売、賦役時の食費支給の承認を通して、彼らの権益も保全されたかにみえる。しかしながらここには、藩王や代官側の恣意的収奪に対する保障措置は一言半句も規定されていないし、そのための制度的保障も実際にはまったく欠けていた。貢租受領証の交付ですらライヤット側のそれをもらう義務とされているのであり、市場価格による供出義務についても市場価格の判定の方法を別に定めてはいなかった。ライヤットは土地の処分権を制限され、不時の必要に迫られて休耕地を設けることさえも制約された。賦役も種類こそ特定されたとはいえ、就役日数の制限はなかった。武器の保持の制限は野獣の作物に及ぼす被害への有効な対処を妨げることにつながったであろう。⁽⁴⁰⁾

その上にライヤットは地券と承諾書に記載されていない雑多な課徴を負担させられた。そのひとつは藩王家の冠婚葬祭に際して金銭をもって徴収される上納金 (*Māgan*) であり、藩王はこの金額を一定して地券に明記しようとさえ望んだが、英領政庁から派遣された貢租裁定担当官たちは、これを書面で義務づける必要のない自発的寄付でありオリッサに普遍的な慣行であるとして、承諾書に記入することなく容認した。⁽⁴¹⁾ 賦役としては前掲の4項目のほかにも、後述のように、道路の建設と修理、藩王の狩猟の勢子、山火事の消火が行なわれていたようであり、藩王の象狩り (*Khedā*) の時の象の飼料の供出も強要された。⁽⁴²⁾ そのほか雑租 (*Bājī Jamā: Bā'dī Jam*) と称される諸課徴が、ライヤットの居住地域や境遇や時折の行為によっては、直接間接の負担となることがあったであろう。⁽⁴³⁾ その他、ブーイヤー族とジュアング族の部族居住区域以外では、木材用の樹木12種の伐採に免許を要し、果樹の伐採が禁止されるに至ったこと、林野の自然産物であるラック、山藺, *Panasi* 草(?) や獣角の採取がなんらかのかたちで課税の対象となり、ことに下ケオンジャルでは建材・農具・薪炭用に林野の木を利用することに対して家屋税が徴され、林野利用付加税 (*Forest Cess*) が課されるに至った⁽⁴⁴⁾ ことも、ライヤットの負担を増すものであった。

このようにして、第5回貢租裁定は藩王の貢租収入をその賦役とともに確保安定させ、ライヤットに対する藩王の支配を増強することが主眼となった。承諾書に明記されたライヤットの藩王に対する一般的忠順義務こそがその要諦であった。

(2) 村落首領

村落首領の第5回裁定時における総数は、ザミーンダール領を除いて2,112名であり、内1,891名が国庫領に属した。⁽⁴⁵⁾ 彼らは各自の担当する村落について職務の承諾書を提出した。国庫領のライヤット保有地からなる村落の首領の承諾書⁽⁴⁶⁾ は23項目の条文のもので、それらは内容上ライヤットの承諾書の条項と関連する部分が多く、貢租の収納と管理、村落の土地の管理、藩王等への役務給付と祭礼のための諸調達、治

安維持、その他の諸項目に大別できるであろう。

貢租関係では、承諾書に添付された明細に従って「借地人たち」から「地代」を徴収し納期ごとに所在の国庫に納入すること、森林・林産・漁業に対する「諸税及び用益料」を徴収して納入すること、貢租諸台帳を記録することが村落首領の職務であった。そして村落首領のみが貢租徴収を担当しうること、穀物や動物 (beasts) による代納をさせないこと、所定の貢租以外の額外課徴 (*Abwāb*) は取立てないことが明記された。ライヤットの延滞納には月1%の利子と手数料とを課して、督促状 (certificate procedure) によって完納させ、旱魃や洪水の際には藩王または担当官から、しかるべき調査ののちに貢租の減免を受け、減免されない部分のみを徴収するものとされた。

村落の土地の管理では、村落首領はまず藩王政府 (*Rāj Sarkār*) の許可なしに「借地人」を保有地のすべてまたは一部分から立退かせてそれを他者に貸与することを禁じられ、放棄された土地は郷長または区長にこれを通報し、藩王政府の記録の訂正を求めた上で貸与することが許された。荒蕪地については、承諾書に記載された所管の可耕荒蕪地についてのみ、村落首領は一般的貢租率により地券と承諾書との授受の上で、これを貸与できたが、それ以外の荒蕪地は藩王政府が直接に管掌するものとされた。これはライヤットの承諾書の記載事項に対応している。

また村落首領は村落の現存の土地利用を恣意的に変更することを禁じられた。すなわち、荒蕪地、^{ジャングル}森林、牧草地、水路、道路等の原状変更 (reclaim) は、自らも他者によっても行なうことができず、貯水池 (tank) の開掘や果樹園の植栽についても同様であった。これらは藩王政府の命令や許可を要することとされた。ライヤットが藩王政府の許可を受けて設けた堰堤 (*Bāndh*)・貯水池・果樹園に村落首領は干渉してはならず、所定の漁業税や果樹園税を徴収し、魚や果実は村落首領ひとりが享受することなく村民とわかちあい、旱魃時にはライヤットに堰堤や貯水池からの取水を許すものとされた。

土地諸貢租の徴収以外の村落首領の職務としては、藩王家の婚礼・葬

儀・聖紐佩受の諸儀式や日常消費用の穀物を、市場価格でライヤットから買入れて供給し、その運送用の荷車・役牛・^{ターリー}勞務者をもしかるべき賃借料や日当 Re. 0-2-0 を払って用立て、諸儀式の際は他の村落首領たちとともに王城 (Nijgarh) で葉懸け小屋を設け、薪と葉皿とを用意する。この時に勞務者は1日につき Re. 0-1-3 の食事料を受ける。結婚行列が当該の郡を通る時は、同じく他の村落首領たちとともに、市場価格で官糧 (*Rasad*) を提供し、ライヤットたちに無償で燃料・葉皿・藁を提供させ葉懸けの小屋を作らせる。*Daśaharā* 祭の時は王城に伺候して藩王にしかるべき金額の現金による献上 (*Bheṭī*) を出し、伏身礼を行ない、ライヤットからの献上として蔬菜類を届ける。

藩主・王族・監理官・同補佐官・郡司政官・藩王または他藩王国の使臣の旅行の際にも、村落首領は婚礼行列の時と同じ条件で前掲の諸役務と荷役とを調達し、また上述のうちの使臣以外の人びとの遠隔地への旅行には、21日間に限り食事料つきでライヤットを荷役に出す。21日を超える分については日当 Re. 0-2-0 をとらせる。英領政庁官吏の当藩王国内の旅行についても荷役・葉懸け小屋造築・官糧供出に任じる。また毎年郡内の藩王の城砦の略式家屋の屋根葺きを、材料を供出し、ライヤットに労賃を支払って行なわせる。

以上の諸役務の費用は藩王政府の負担するもので、村落首領は物資と労働力との確保に当たることとされた。しかし前述のように廉価供出 (*Kiran*) の義務は免除され、農産物等の販売は自由に行ないうることが承諾書に特記された。

村落首領はこのほか当該村落の^{タークル}祀神の^{ヤートラ}山車に用いる木材のうち、当該郡または村落に求められたものを、運搬に当るライヤットに日当 Re. 0-0-5 の食事料をとらせて提供し、上質でないサラノキとキワタとの木材は、10マイル以内ならばライヤットに無料で搬送させる。山車はしかるべきカーストの者に家長 (*householder*) の承諾を得て無報酬で引かせる。そのほか王城の Baldebjeo と Sidha Jaganath 及び Gonasika の Dadhibahan と Brahmeswar の^{タークル}2神のために、1戸あたり上ケオンジ

ャルでは Re. 0-0-5, 下ケオンジャルでは Re. 0-1-3 の Paikia (*sic.* 山車牽き料?) を徴収し、徴収費としてそのなかから 3.125 % をとって残りを区長または郷長に渡す。⁽⁴⁷⁾ これらが村落首領の祭礼関係の役務であった。

治安維持に関しては、土地利用の原状変更をした者についての藩王政府への通報、森林関係法規の順守、森林・樹木・^{ジャングル}藩王の獵場 (*Śikār Jāṅgal*)・村落の境界標識の看守、ライヤットによる土地の無断譲渡の防止、麻薬類の栽培と販売及び酒類の醸造と販売の防止、犯罪者についての通報とその逮捕のための警察への協力、叛乱にはライヤットともども加担せずその予兆があれば通報すること、ライヤットの武器の無断所持の防止と違反者についての通報にわたる諸事項が、村落首領の職務として規定されていた。

その他の事項ではまず村落首領職の報酬に関する規定がある。村落首領職の報酬は藩王政府の土地・貢租台帳 (*Bhīṇ*) 所載の免租知行地 (*rent-free Jāgīr*) に限定されるが、前述した彼の承諾書に所管区域として含まれる可耕荒蕪地の開発の際には、所定率による藩王政府への貢租を支払った後に生じる剰余は、村落首領の収入とすることが認められた。また村落首領は村落の警吏 (*Dangua*)、司祭 (*Dehuri*)、Gaur (*sic.?*) などの傭員 (*Sebak*) 群を藩王府の命令によらずに罷免してはならず、彼らが働けなくなったり退職したりしたばあいには、彼らの嗣子その他の候補者を郷長または区長のもとに出頭させて、藩王政府からの任命を受けさせるものとされた。村落首領自身の退職は年末に貢租完納の上でその受領証を添えて藩王政府に願出るものとされ、貢租の延滞納やその他の非違によって途中で罷免される時は、未納分に利息と徴収費用を加えた額を、彼及び嗣子たちの動産の差抑えと公売によって弁済することとされた。^(47a)

このように、藩王の権力を個々の村落の内部の土地利用形態、土地保有、祭礼の執行、村落傭員の身分に至るまで貫徹させ、さらに金納貢租と有償の物資提供役務及び有償無償の労働役務の徴収を達成するための

強制装置として、村落首領を把握し規制することが、19世紀末における貢租裁定の目標の一部をなしており、そのために彼らの権力を制限しながら利用する意図がみてとれる。

第1王妃・王位継承者の御料地と国家祀神の神事用地とにおける村落首領の承諾書の内容は、それぞれの領主に応じた異同を伴うのみであったという。⁽⁴⁸⁾

(3) 減租保有地保有者

第5回裁定時に特定の職務に就かない減租保有地保有者として残された者は、両ケオンジャルでパーンピック、マハトラーン等の恩給地保有者1,136名と、バラモン施与地等の保有者664名とであった。⁽⁴⁹⁾ 承諾書の条項はともに7条で、⁽⁵⁰⁾ 内容は基本的には国庫領一般ライヤットのそれに準じるものであったが、次の諸点で異なっていた。

まず恩給地、バラモン施与地等とともに、洪水や旱魃による貢租の減免は受けないものとされたが、これは彼らの貢租率が本来ライヤット保有地の50%以下であったことによる。賦役関係では、恩給地保有者は藩王・王族・諸役人及び英領政庁官吏の旅行時にライヤットとともに時価で官糧を供出し、「4分の1の援助 (one-fourth assistance)」を与えること、特定村落祀神の山車の用材⁽⁵¹⁾ 供出においても同じく4分の1の助力をし、そのための賃金の4分の1を得てライヤットに与えること、無償で山車を牽くこと、藩王家の慶弔の際には藩王国の内外で藩王・王族・高官に侍して分相応の義務を果たすことが役務づけられた。国外勤務及び15日以上国内勤務には食費が支給される定めであった。バラモンは毎年 Pusia (sic., Puṣya?) 及び Gamha Abhisek (sic., G. Abhiṣeka?)⁽⁵²⁾ の時に藩王に伺候して、檳榔子と聖紐とを献上することがその役務であった。

恩給者保有者・バラモンとともに減租保有地を藩王の許可なくしては譲渡できなかった。違約の際には前者は保有地からの退転を求められることがあり得たが、後者にはこの罰則は宗教法上の理由で課されなかった。

減租地保有者の承諾書に記載された諸条項の性格も、ライヤットや村

落首領のそれと同じく、藩王の支配を制約するものはひとつも含まれていなかった。

(4) 職務知行地保有者

この部類には郷兵と藩王国の下級官僚及び藩王家と村落の諸傭員が含まれる。

郷兵 481 名は所在と面積とを特定した免租知行地について、9 条項の承諾書を提出した。⁽⁵³⁾ その内容は主に服務に関するもので、①常時武器をよく手入れし、操作に熟練し、上官の命令に従う、②輪番で郷の収租官の下に出頭し、金銭・文書類を警備し、金銭の国庫への搬送を護衛し、緊急時の伝令を勤める、③必要時には警察に協力し、藩王の要請があれば英領政庁または藩王の必要とする軍務に就く、④藩王の要請によって王城の警護、藩王・王族・役人の国内外の旅行に随行する、⑤藩王の地方軍官 (local Magistrates) の命令に従い、*Daśaharā* 節には盛装し武器を携えて城塞に出頭し当番兵として勤務する、⑥藩王または諸役人・節の当郷内旅行の時は、その宿営に出頭して当番兵として勤務する、使というものであり、③と④には一定額の食費が支給された。このような勤務の代償としてであろうが、郷兵は他処にライヤットとして保有地をもつばあいでも一般ライヤットと同じ賦役を課されることはなかった。郷兵はその知行地は売却できず、ライヤットと同じく林野規則を順守し、^{イングリ} 叛乱をなさず、違約の際には解任その他の処罰を受ける旨が明記された。郷兵は以上のように平時における貢租収納を担当する機関の一部をなすとともに、戦闘要員としての役割をも担うものであった。戦闘の際には英領政庁による動員までが期待されていたことは、過去 2 回の叛乱の教訓と無関係ではないであろう。

藩王国の下級官僚と藩王家及び村落の諸傭員は両ケオンジャールで計 3,042 名に達した。⁽⁵⁴⁾ 彼らは減租知行地を認められたので、彼らの承諾書⁽⁵⁾ には知行地の所在と面積とのほかに土地貢租の金額等を明記した。それは 9 条項から成り、服務を誓い、水害・旱害による減免を受けず、賦役及び荒蕪地開発に関する規定を含まないほかは、国庫領一般ライヤ

ットの承諾書と基本的に同趣旨であった。

(5) ザミーンダール

Kaliahetta 及び Dhenka のザミーンダールも、彼らの保有地を一種の知行地つまり *Zamīndārī Jāgīr* として認められた上で、他の土地保有者たちと同じく藩王に承諾書を提出した。⁽⁵⁵⁾ それは8条項から成るもので内容は以下のごとくであった。

貢租関係では、ザミーンダールは特定された面積の分離地 (*Arāji*) からはアムリ暦1305-19年間または新たな貢租裁定があるまで土地貢租を徴収して、それから所定の自己の得分⁽⁵⁶⁾ を収受した残額を藩王に支払い、受領証を受取ること、早魃や不作のための減免を請求せず、延滞納には所定の利子を付して「藩王国の制定する証書をもって差抑えられた不動産の売却によって」償還すべきこととされた。ここにはザミーンダールとしての得点を固定し、実行のほどはともあれ、ライヤットからの恣意的な土地貢租収奪を制限しようとする政策志向は認められるが、それ以外の賦役や諸課徴については特に規制する趣旨の文言は明記されていない。藩王貢租の延滞納に対する領地の部分的没収の可能性を示唆することで、藩王のザミーンダールに対する支配を強調したことがむしろ重要であろう。

領地経営に関してもザミーンダールは一定の拘束を受けた。承諾書には、ザミーンダールは今回の裁定で安堵 (*confirm*) された贈与地や親族知行地 (*Birādarān Jāgīr*) に介入せず、「借地人」の承諾書と保有地を奪わないこと、将来において所領から一族その他への土地の頒給や売却を行わないこと、死亡や退転によって保有者を失った土地は他の「借地人」に与え、保有者の変更を藩王政府に届出ること、可耕荒蕪地を開発させる時は「借地人」とのあいだで地券と承諾書とを交換し、ザミーンダールの承諾書に記載された貢租率を適用し、新たな貢租裁定までは既定の藩王貢租 (*fixed jama*) を支払った上でその利益を享受することが規定されていた。⁽⁵⁷⁾ またザミーンダールは村落首領及び諸備員の欠員を補充してその次第を藩王政府に報告し、十分な根拠もなくこれら

の職の罷免を行なうことを禁じられ、さらに藩王府の林野規則の順守をも求められた。藩王の管理がザミーンダール領内の土地管理や林野利用にまで及ぶこととなったのである。

土地貢租以外の負担としては、①藩王家の慶弔に際して貢租額の一定の割合で上納金を支払う、⁽⁵⁸⁾ ②藩王、監理官、同補佐官、郡司政官、使臣、他藩王の使臣、英領政庁の官吏の往来には、市場価格で官糧を供出し、「借地人たち」に食費支給の上で荷役を行なわせ、無償で葉懸けの小屋を建てさせ、燃料、葉皿、藁などを供出させる、③ *Daṣaharā* 節にはザミーンダール自身または名代が、盛装した一族の者たちと郷兵隊と役人団 (*Najimat*, *sic.*, *Naẓimat*?) とを従えて藩王に伺候し、*Gahma* (*sic.* 意味不詳) の勤務を行ない、藩王が王城に不在の時は食費を支給されてザミーンダール自身または一族の者たちがその場を警護する。彼または彼らが藩王のもとを辞去する時には、*Siroṣa* (*ital. in sic. Sir-o-Pā*?) という現金の賞与を慣例によって受ける、④藩王が遠方に旅行する際には、求めがあれば、盛装した一族の者たち・郷兵隊・役人団とともに随行して、食費・諸費用 (*Kharaca*)・*Siroṣa*・贈与 (*presents*) を受け、藩王家の儀式にはザミーンダール自身が伺候してその執行を補佐する、という義務を負った。これらはおそらく旧来の慣例を再確認したものであろうが、ここで書面に明示されたのである。

以上のほかザミーンダールは村落首領と同様の一般的忠順ならびに治安維持の義務を負わされ、承諾書の謳う諸条件のひとつにでも違背すれば所領は没収される旨が明記された。

ザミーンダール領内のライヤットに対しては、彼らの貢租台帳 (*Jamā-bandī*) を摘要した簡易地券 (*Tippa Patta, sic.*) が交付されたが、彼らから承諾書を取ることは行なわれなかったようである。また下ケオシジャルには、ザミーンダールとは称さない何人かの中間保有権者 (*tenure-holders*)⁽⁵⁹⁾ がおり、彼らと藩王との契約の内容は不明であるが、彼らもその領内のライヤットに簡易地券を発給することとされた。簡易地券の受給者総数は2,119名であった。⁽⁶⁰⁾ これらは収公された旧知行者保有

者つまり *Bājyāphtidār* の輩下の農民とともに、下級ライヤット (*Sī-kamī Rāiyat*) をなしたものである。

以上にみたように、第5回貢租裁定の基本的内容は、従来の保有形態と藩王の領民支配の制度とを根本的に変革するものではなく、むしろそれを書面契約の形式をもって固定し、藩王の権力と財収収入とを保全し、増強することにあつたといつてよい。そしてそのような藩王支配体制の維持の下で、藩王の兵力を必要に応じて英領政庁の指揮下におき、あるいは英領政庁官吏の藩王国内旅行に領民の役務を調達しうるような制度を設けるなどの、いわゆる至上権 (Paramountcy, Paramount Power) の統制強化が企図されたのである。藩王権力の縮小は実質的には商人・職人層からの運搬用役畜徴発権の停止に限られた。これは藩王国・英領地域間の交易促進に資することをめざしたものであろう。

註

- (1) W. W. Hunter, *A Statistical Account of Bengal*, vol. 19, p. 206; KSR-I., From Superintendent of the Tributary Mahals, Orissa to the Chief Secretary to the Govt. of Bengal, 4. Mar. 1901, § 17 (p. 3).
- (2) KSR-I., App. XIX (p. 122). 但し下ケオンジャルでは耕地増加率12%であるのに、上ケオンジャルでは被課税地目増加分をふくめて118%となる。
- (3) KSR-I., § 195 (p. 61).
- (4) KSR-I., § 128 (p. 44). しかしこのような論理では、下ケオンジャルで全耕地が賦課対象となっていたことが説明できないであろう。
- (5) KSR-I., § 130, 131 (p. 44).
- (6) KSR-I., § 129 (p. 44).
- (6a) これは例えば北インドの *Bhaiācārā* (兄弟慣行, 同族慣行) のようなものであろう。この慣行の説明及び記述としては, B. H. Baden-Powell, *The Land-Systems of British India*, vol. 1, London: Oxford Clarendon Press, 1892, pp. 130-150 参照。
- (7) KSR-I., § 130, 132, 133 (pp. 44-45). App. I (p. 97). 郷・村落・土地は合計27等級になるが, 例えば Rs. 0-9 を課される土地は第1郡の諸郷の第1等村落の第3等地から第2郡の第等村落の第1等地まで合計5等級にわたって現われる。
- (8) KSR-I., § 134-136 (pp. 45-46), App. III, V, VII (pp. 100, 102, 104).
- (9) KSR-I., § 138, 139 (pp. 46-47).

- (10) *KSR-I.*, § 145 (p. 48).
- (11) *KSR-I.*, § 196-198 (pp. 62-63).
- (12) *KSR-I.*, § 196 (p. 62).
- (13) *KSR-I.*, § 204 (p. 66).
- (14) *KSR-I.*, § 203 (p. 65).
- (15) *KSR-I.*, § 196 (p. 62).
- (16) *KSR-I.*, § 203 (p. 65).
- (17) *KSR-I.*, § 196 (p. 62), 203 (p. 65). なお *Tānki Lākhirāj* についての § 182 (p. 57) の統計の下ケオンジャル欄の数字は § 203 の該当部分と符合せず、他の個所とも照合の上これを採らなかった。§ 182 によれば面積は0.5%減、賃租は24%増となる。
- (18) *KSR-I.*, § 184 (p. 57). 受給者3名、面積と賃租額の数字が挙っているが、奇妙なことにこれは § 203 の下ケオンジャルの裁定結果の全体を示す統計のなかに含まれない。App. XI, XII (p. 107) では金銭給与への切替えは48件であった。
- (19) *KSR-I.*, § 195 (p. 61), 196 (p. 62), 203 (p. 65) の統計表から該当部分の数字を採って計算したが、それらの数字には誤植等による不確かなものもありうる。
- (20) 例えば郷兵の知行地について *KSR-I.*, § 177 (p. 55) 参照。但し殉職者恩給地、加増地、パーンピクについてはライヤット保有地の賃租率の50%以内を課するという特惠措置が採られた。
- (21) *KSR-I.*, § 175 (p. 56).
- (22) *KSR-I.*, § 161-164 (p. 51).
- (23) *KSR-I.*, § 195 (p. 61), 203 (p. 65) より計算。
- (24) *KSR-I.*, § 198 (p. 63). 但しこの個所の数字はザミーンダール領からの賃納を除く。
- (25) *KSR-I.*, § 204 (p. 66). これもザミーンダール領からの賃納を除く数字である。
- (26) *KSR-I.*, § 184 (p. 57). 地種の名目は衣食地であった。他に1人が減租知行地として扶料地を許されたが、これは旧来のザミーンダールの家系の者で、面積は215 *Man* にすぎない。
- (27) *KSR-I.*, § 196 (p. 62), 203 (p. 65) より計算した。
- (28) *KSR-I.*, § 218, 219 (p. 72).
- (29) *KSR-I.*, § 223 (p. 73), 226 (p. 74), 231 (p. 75), 234 (p. 76).
- (30) 以下 *KSR-I.*, § 225 (pp. 73-74) より摘要する。
- (30a) 資料では 'Re. 1 per cent per annum' とあるが、後述する村落首領の承諾書の対応部分や収奪の全般的傾向から考えて、'per mensem' の誤記と解すべきものと思う。
- (31) この語で示されるものの大きさや用途などについて筆者は明らかにしえなかった。
- (32) 日乾し煉瓦作りまたは粘土作りの家屋をさすことばであろう。

- (33) 材質・用途については G. Watt, *A Dictionary of the Economic Products of India*, vol. 5, pt. 2, (1889), Repr., Delhi: Gordhan & Co., 1972, pp. 677-678 参照。
- (34) Simli (*sic.*) なる現地名を持つ樹木にナツメ属のものがあるが、これは建材としては用いられないようなので、*Semul*, *Semal*, *Simul*, *Simuri* 等の現地名を持つキワタにあてて。材質・用途は Watt, *op. cit.*, vol. 1, p. 491 参照。
- (35) この条項は立木と、それが林野に自然に繁茂しているばあいには、その林野とに関する権益関係が明らかでない読み取れないが、それらの点については筆者のでもとの資料中に徴すべき証言が得られない。
- (36) KSR-I., § 230 (p. 75).
- (37) KSR-I., § 233 (pp. 75-76).
- (38) KSR-I., § 232 (p. 75).
- (38a) KSR-I., § 228, 229 (p. 75).
- (39) KSR-I., § 226 (pp. 74-75).
- (40) この問題は *RECOS.* 中でいくつかの王国について取り上げられているが、ケオンジャルの章では特に言及がない。しかし同様の事態を推定して大過はなからう。
- (41) KSR-I., § 268 (p. 94).
- (42) *RECOS.*, pp. 210, 213.
- (43) 第5回貢租裁定時に列挙された雑租の項目は下記のとおりであるが、それらの賦課徴収の様態は明らかでない。雑租は、市場税 (*Haṭkar*)、渡船税 (ferry tolls)、牛・水牛の畜舎使用料 (Pound Fees)*、皮革と角の販売免許料 (hide and horn license)、バラモンの家庭司祭免許料 (*Purohita Paṇi*)、椰子樹林〔の使用料? 「地代」?〕(*Talbaraji, sic.*)、漁場税 (*Māchadiā*)、採鉱税 (*Khani, sic.*)**、砂金採取税 (gold washing)**、酒・麻薬税 (*Ābkāri*)。
- * 放牧地等に藩王が畜舎を設けたものかも知れないが、実態を知り得ない。
- ** ケオンジャルの陶土・粘板岩の採掘、鉄鉱山、金の採取については KSR-I., § 65, 66 (p. 30)。
- (44) KSR-I., § 249, 250 (p. 83). *RECOS.*, p. 208. は1910年以前には林野利用は自由であったとするが、KSR-I., § 246 (p. 82) によれば、ケオンジャル藩王国の林野管理は1892年に着手されており、下ケオンジャルでは上述のごとくであるので、*RECOS.* の所見は主に上ケオンジャルに関わるものであろう。
- (45) KSR-I., § 235 (p. 76), 236 (p. 78).
- (46) 以下 KSR-I., § 235 (pp. -78). より摘要する。
- (47) 上ケオンジャルでは各戸主の同意を得て徴収するものであった。 *Ibid* (p. 76).
- (47a) 上ケオンジャルの村落首領には、ライヤットに耕作不適となった陸田の代替地として敷地を与える権限と、一定の知行地とが与えられた。 *Ibid.*
- (48) KSR-I., § 236 (p. 78).

- (49) KSR-I., § 237 (p. 78). 但しこの個所の人数を地域別にみると、下ケオンジャルは計 1,668 となって § 203 の 1,655 名と合致しない。13名の差の理由は確められなかった。
- (50) 以下恩給地保有者の承諾書は、KSR-I., § 238 (p. 79), バラモンへの施与地等の保有者のそれは § 239 (*ibid.*) よりそれぞれ摘要する。
- (51) 用材は ‘the Nandigosh Car logs’ と特記されているが、*Nandighoṣa* はマハーバーラタのパーンダヴァ5王子の1人アルジュナの戦車を意味するので、それを象った山車であろう。
- (52) *Puṣya* はヒンドゥー天文学の第8星宿の名称で、満月がこの星宿で起る月を *Pauṣa* 月といい、12-1月に相当する。おそらく冬至に関係する儀礼がこの時に行われるのであろう。*Gambha Abhiseka* は灌頂、沐浴の儀礼であろう。
- (53) 以下 KSR-I., § 240 (p. 80). より摘要する。
- (54) 村落諸要員を除く減租知行地受給者の職種と人数は前章註37)に列举した。
- (55) 以下 KSR-I., § 240 (p. 80). より摘要する。
- (56) *Kaliahetta* では Rs. 1,227-0-11, *Dhenka* では Rs. 1,575-12-4 であった。*KSR-I.*, App. IX (p. 106).
- (57) 荒蕪地開発に伴って藩王貢租が増額されることにされたか否かは、資料の限りでは判然としない。
- (58) 婚礼では土地貢租 Re. 1 あたり上納金 Re. 0-4, 聖紐佩受式 (*upanāyana*) 及び葬儀では上納金 Re. 0-2 であった。
- (59) これらは減租知行地として残された3名の地方領主 (*KSR-I.*, § 184, [p. 57]). を指すものであろう。

IV 第6回貢租裁定の内容

1. 土地の丈量・分類・貢租率

ケオンジャル藩王国の第6回貢租裁定は、第5回のそれが終期に近づいた1911年の末近くから始められ、1918年末にその作業を完了した。⁽¹⁾ この時に藩王国は藩王幼少のためインド政庁藩王国部 (Political Department) の管理下 (1907-29) にあり、貢租裁定も当然同部の指示監督のもとで実施された。本章ではケオンジャル藩王国最後の貢租裁定の梗概を示して、前回との異同を明らかにしたい。

最初に土地保有形態または土地保有条件とは必ずしも直接に関係のない一般的条件の異同ないし変化について述べておく。まず重要なことは、第6回裁定時における土地面積の対前回比の著増である。^(1a) 耕地につい

ては、開墾の進展と丈量の精確化及び前回丈量洩れの部分の発見によって、上ケオンジャルで152%，下ケオンジャルで53%，通算116%の増加がみられた。未耕地についても、前回は牧草地 (*Gocara, Godandā*)、火葬場 (*Śmaśāna*) などの可耕荒蕪地のみを丈量したのが、今回は村落の境界内の林野・丘陵・河川・通水溝 (*Nālā*) までをも含めたことから、両ケオンジャル通算で85%の増加を数字の上では示している。⁽²⁾ なお前回は長さが地域によってまちまちな竹尺による丈量が行なわれ、地積単位は *Man* で表示されたが、今回は測鎖と平板を用い地積はエーカー単位で表示することに改められた。⁽³⁾

次に地目とその等級との分類方法については次のような変更が加えられた。水田 (*Jala, Śārada*) の等級分類は、前回にはそれ以前からの郷とそのなかの村落との等級分類を基礎に行なうという迂遠な方針が採られたが、今回は極めて単純に土壌の利水条件による分類が実施された。それは、土地の起伏部位と峡谷とのあいだの湿潤で自然に施肥され連年作柄のよい低地を1等地とし、ほぼ全面的に降雨に依存し肥効成分に欠け不作にみまわれやすい土地を3等地とし、これらの中間のものを2等地とするという3分法で、隣接諸藩王国で通例の方法であった。一方台地 (*Goda, sic., Gorā, Gorhā?*) は、庭畑地として蔬菜栽培に利用される宅地 (*Kāla, Gharbārī*) を1等地、宅地から離れていてばあいにより隔年に陸稲やゴマ・ナタネ類を栽培する通常の陸田を2等地、林野の丘陵部に接し岩石砂礫の多い2～3年に1度しか収穫のない土地を3等地に区分された。⁽⁴⁾ 沖積地 (*Pāla*) は水田とは別に扱われたが、*Daluā* をそのうちに含むものとされた。⁽⁵⁾ *Goda (sic.)* の2等地は以前の *Gorā* にほぼ対応するものであろう。⁽⁶⁾ 総じて第6回裁定相当官の立場からみれば、前回裁定の土地区分は全体として無原則であり、掲げられた原則でさえもその実行は不整合であったとして、酷評を受けたのである。⁽⁷⁾ 新たな分類による諸地目・諸等級が従前のそれらとどのように対応し、それぞれがどれほどの面積に達したかは、印刷された資料の範囲では不分明であるが、それぞれに課せられたエーカーあたりの金銭貢租率の新

地域 地目	上ケオンジャル		下ケオンジャル	
	新 率	旧率平均	新 率	旧率平均
水田 1 等 地	Re. 1-12-0	Re. 1-10-2	Rs. 3-0-0	Rs. 4-2-0
〃 2 等 地	Re. 1-4-0	Re. 1-7-9	Rs. 2-12-0	Rs. 3-1-6
〃 3 等 地	Re. 1-0-0	Re. 1-5-3	Rs. 2-4-0	Rs. 2-5-2
Goda 1 等 地	Re. 0-11-0	Rs. 0-6-2 ないし 0-12-0	Rs. 3-2-0	Rs. 3-1-6
〃 2 等 地	Re. 0-5-0	Rs. 0-4-11	Re. 1-12-0	Re. 1-0-6
〃 3 等 地	Re. 0-2-0	Re. 0-2-6	Re. 1-0-0	Re. 0-12-9
甘蔗栽培税	Rs. 2-8-0	Re. 2-8-0	Rs. 2-8-0	Rs. 3-1-0
沖 積 地	Rs. 1-0-0	Re. 2-7-7 Gari Pāl 及び 一般の Pāla は Re. 0-12-4	Re. 1-0-0	Re. 0-8-3 ないし Re. 1-15-9

旧対照表はこれを得ることができる。それは以上のごとくであった。⁽⁸⁾つまり新たな地目・等級に編成された 従来のそれらの平均値と対応させる限りでは、水田は上ケオンジャルの 1 等地を除いては軽減され、Goda については総じて負担増加が求められた。なぜこのような新率の導入が決定されたのかは、印刷された資料の限りでは明示的には説明されていないが、全体的な傾向として商品作物の栽培が進展し、それに伴う農民の現金収入の増大がみられたのに対応して、藩王得分の源泉をそこにより多く求める方針が採られたためであろう。

そのように推論する根拠は、前述した耕地面積増加の内容を検討することによって与えられる。すなわち、両ケオンジャルを通じて前回の貢租裁定以後の水田 (*Jaia*, *Śārada*) 面積の増加率は約 62% であったが、宅地・庭畑地 (*Kāla*) は約 109 %、陸田 (*Gorā*) は約 306 %、甘蔗は約 140 % の増加率を示していた。水田の全耕地中に占める比率は、前回の約 70% から今回の約 53% に低下していた。⁽⁹⁾ ここで 水田自体の増加ももちろん大きいといえるが、そして稲もまた重要な商品作物であったことは前世紀以来の確たる事実ではあるが、それ以外の商品作物栽培適地の開墾の進展が、稲作地のそれを大きく上回っていることはさらに注目すべきであろう。トウモロコシと豆・ゴマ・ナタネの類は重要な商品作物であったが、綿花やタバコはまだ国内需要を充足する域には達していな

かった。砂糖はいうまでもなく重要な商品であったであろう。⁽¹⁰⁾ このような状況からおぼろげではあるが、Goda への貢租賦課の比重が高まったものと思われるのである。そこには高率負担を動因として商品作物栽培をさらに刺激しようとする政策動機もあったかも知れない。一方水田の方は、生産諸条件に際立った改良がなかったとすれば、むしろ農民への多少の譲歩を示すことが得策であり、それでもなお耕地増加による貢租収入額の増加によって多大の増収しうると判断されたのであろう。

実際に、第6回貢租裁定の目的は、「藩王国収入の増加ではなく、ベンガル借地権法 (Bengal Tenancy Act) の諸規定の下で、従来当地では知られていなかった正確な権利謄本を用意し、公正かつ衡平の原則に叶う地代を決定すること」⁽¹¹⁾ である旨が、言明されていたのである。

2. ライヤットの権利謄本

第6回貢租裁定のひとつの特徴は、国庫領の一般ライヤットとして貢租を直接国庫に納入するライヤットのほか、国家祀神事用地のライヤット、上ケオンジャルの藩王直営地耕作者 (*Koṭhacāsa*)、ザミンンダール領や減租保有地の下級ライヤット (*Śikamī Rāyat*) をも一括して彼らの負担を一定するとともに、賦役のための食費 (*Khorākī*) を5倍近く加増し、彼らに占有小作権を付与したことであった。⁽¹²⁾ ライヤットの権益と義務とは、権利謄本 (Record-of-Rights) により確定された。なおこの権利謄本の作成はベンガル借地権法第10章の規定⁽¹³⁾を準用したのであるが、この法律はベンガル州オリッサ行政区においてさえ適用は遅れたものであり、⁽¹⁴⁾ 藩王国は本来その対象ではありえなかった。それが準用をみるに至った背景には、ケオンジャル藩王国内部でのさまざまな要因を想定しなければならないが、当面はそのための資料を入手しえない。⁽¹⁵⁾ ところで、ケオンジャル藩王国の権利謄本は全16条にわたってライヤットの土地に対する権益、貢租負担、有償・無償の賦役、林野及び水の利用を規定した文書であり、有効期間は20年であった。⁽¹⁶⁾

まず土地に対するライヤットの権益については、「すべてのライヤットには原級 (*Asl, sic., Āsala > Aṣl*. 国庫の収租担当官に直接貢租を納

付する者) だと下級 (*Śikamī*) だとを問わず、今回の裁定で彼らの名義においてライヤット保有地 (*Rāyati*) として登記されたすべての土地における、占有権 (a right to occupancy) を有せしめる」ことが謳われた。しかしライヤットは、藩王政府の承認を得なければ、彼の保有地または その一部を売却・抵当・贈与その他の方法で譲渡することができず、かかる譲渡はその条件を明示して申請され、承認後は登記されることとされた。不正規に譲渡された土地は藩王政府が没収して、他のライヤットと貢租の取決めをすることができるとされた。

ライヤットは 藩王政府の許可を得てその保有地を転貸しうるものとされたが、転貸地の小作料は今回の裁定で同種の土地について定められた貢租率を超えてはならず、かつ転貸契約は書面により登記を受けることとなった。かかる要件を具備しない転貸契約は、藩王政府が承認を拒否しえた。転貸が12年以上継続すれば、被転貸者つまり下級ライヤットは占有権を取得する定めであった。

またライヤットは保有地全部を放棄することができたが、部分的放棄のばあいはその立証責任を負い、他のライヤットとの貢租の取決めまでは、放棄部分の貢租納入の義務を負うものとされた。水田 (wet lands) を3年以上耕さず、Goda を少なくとも4年に1度耕さないライヤットは、それらの土地を放棄したものとみなされ、そのような土地については藩王政府はしかるべき措置を講ずることができた。なおライヤットは Goda を水田に転換することを許されたが、荒蕪地の開墾には藩王政府の承認を得べきものとされた。

貢租負担については、今回の裁定実施期間中はその増額は行なわれず、他のライヤットの土地を取得した者は その部分について既定の貢租を支払うこと、藩王政府の承認を得て荒蕪地を開墾した者は当初5年間免租ののち満率で課税され、Goda を水田に転換した者も当初5年は Goda の率で支払ったのちに水田の率で課税されること、そして貢租は毎年1月15日に全額の75%、4月15日に25%を納入し、その受領証を無料で交付されることが定められた。

賦役関係では、第5回貢租裁定の時の承諾書の規定との相違点のみを挙げると、賦役のための食費が Re. 0-2-0 に引上げられたこと、藩王等の遠隔地への旅行への随行と城砦の簡易建築物のための資材供出と屋根葺きの規定が設けられていないこと、村落祀神の山車牽きについてカーストを特定しないことが挙げられる。また *Dasaharā* 節のカボチャ献上の義務も今回は規定されなかった。賦役は多少緩和された上で義務として再確認されたといつてよい。

林野の利用については、すべてのライヤットは村落区域内の、他のライヤットの宅地になくまた藩王政府が特定の者に権利を貸与していないあらゆる樹木の葉と果実とを、交易のためでなく個人的使用のためならば、採取することが認められた。また家屋の建材や農器具の材料用の木材を、特定の種類または周囲4フィート以上の樹木を除いて、伐採することができ、家庭用の燃料を採集するのを許された。しかし藩王政府林野局の指定林野からの樹木等の採取は許可を要し、被課税樹木 (excisable trees)⁽¹⁷⁾ については藩王政府が排他的権利を留保した。^(17a) 水の利用については、すべてのライヤットは藩王政府の設ける堰堤 (*Bāndh*)、貯水池 (*Tank*)、水路 (*Nālā*) 及び井戸等⁽¹⁸⁾ の水を、家庭用及び農業用に使用する権利を認められたが、水の汚染と他者に損害をもたらすための使用とは禁止された。堰堤または貯水池の造営と果樹園の植樹には藩王政府の許可を必要とした。

前回の承諾書にみられた忠順義務等の規定は特に設けられなかった。しかし、ライヤットは貢租の不払いと食費支給の賦役及び「藩王国の承認する他のあらゆる役務」の拒否を理由として、当事者能力のある裁判所 (a competent court) の命令によってのみ退去を強制されることが確認された。

この権利謄本には貢租率表、地図、地券と承諾書の授受等が付帯したと思われるが、資料中には明言されていない。また土地租貢以外に学校付加税 (*School Cess*)、医薬付加税 (*Dispensary Cess*)、林野利用付加税 (*Niṣṭar Cess*) が賦課された⁽¹⁹⁾ が、これらは上掲権利謄本には

現われていない。また雑租 (*Ābwāb*) はほとんどすべて廃止された旨が報告された。⁽²⁰⁾

権利謄本所载事項の示す一般的傾向は ライヤットの占有権を英領地域に倣って導入することであるが、その権利保護のための「当事者能力ある裁判所」が設けられたか否かは、資料の限りでは判然としない。その他、権利謄本の内容には綿密な検討を要する事項が数多く見出せるが、筆者の入手しえた限りの資料はその検討には不十分である。

3. 村落首領の職務

村落首領の職は既に他処で述べたように 上ケオンジャルと下ケオンジャルの部族領域 2 郷においてのみ存置された。第 6 回貢租裁定の時に新たな服務規定が定められた⁽²¹⁾ が、ここではそれと前回の村落首領職の承諾書との相違点及び新たに付加された条項のみをとり上げることにする。

貢租徴収に関連する部分では、旱魃・洪水を理由とする減免は藩王政府の裁量によってのみ行なわれ、土地放棄を理由とする減免は行なわれないこと、村落首領は減免申請をなしえないこと、及び藩王政府よりライヤットに発給される貢租と付加税との印刷された定形様式による領収証 (printed cheque receipt) を無料で交付すべきことが、特記された。領収証交付の懈怠は即時解任をもって罰せられるものとされた。納期の変更はライヤットの権利謄本にあるのと同様であった。前回の承諾書にあった貢租の現物代納の禁止規定は今回は記されていない。ライヤットからの非合法的課徴や退転の強制の禁止は、趣旨としては前回同様であった。また村落首領は、政庁藩王国部弁務官 (Political Agent) の裁可する雑租 (*Abwāb*) 等の徴収と納入を託された。

村落の土地の管理をめぐる諸規定は詳細かつ厳格となった。村落首領は村落の境界標識の設置に責任を持ち その欠失破損を即刻区長に報告すること、村落の道路を村民の助力を得て常時補修すること、藩王国有の果樹園・貯水池・堰堤・火葬場・放牧地・畜牛の通路 (cattle tracks) ・道路やその他の財産の保守に責任を持ち、それらを損壊する試みがあ

れば区長に通報することを、義務づけられた。また村落首領には村落の地下資源に対する権利がない旨が特記された。前回にみられた土地利用形態の原状変更禁止の規定は、上記の藩王国有諸地目に関するもの以外は今回は特に設けられなかった。

他方では村落の土地保有権をめぐる規定が詳密となった。すなわち、村落首領知行地の売却・抵当・贈与による譲渡は、即刻解任をもって罰せられることとなり、村落の土地または知行地の分割を一切禁止された。知行地は村落首領の親族にのみ転貸して耕作させることができたが、自村または他村の一般のライヤットへは転貸できず、被転貸者たる親族の土地に対する権利は否定され、必要とあらば即刻退去させられる定めであった。村落首領には地券発給権なき旨が明示された。また首領及び同居親族は、藩王政府の明示の許可なく自村内の開墾や放棄された土地の収用によって現有以上のライヤット保有地を取得することを禁止され、放棄された土地はまず自村のライヤットに与え、その取決めに応ずる者のないばあいに他村のライヤットに与えるべきものとされた。さらに首領の職禄の補填分として藩王政府が与える知行地については、村落首領は拒否や抗告を許されなかった。

賦役関係の規定は前回と大差なかったが、*Daśaharā* 祭の時の王城伺候義務は削除された。治安関係では、土地管理に関連して述べたことのほか、もより警察署への不審の死亡の報告と、出生及び死亡、無請求無遺言の財産についての定期的申告との義務が課されたが、ライヤットによる土地の無断譲渡防止、麻薬、酒類、叛乱、武器所持についての禁令は特に規定されなかった。

その他の条項では、村落首領は今回裁定の終了後における新たな土地調査と貢租裁定に反対しないこと、懈怠や精神的肉体的欠陥のない限り今期裁定終了時まで村落首領職を保持すること、村落首領は任地の村落に居住すべきこと、知行地 (*Bhogra, sic., Bhagrā*)⁽²²⁾ の貢租は村落の土地より20%まで減額されるが、その価値如何で貢租の加減があることが定められた。村落諸傭員については特に規定されなかった。

村落首領の職務規定について十分な考察を加えるための補充の資料を得ることは当面はできないが、ライヤットの権利謄本の内容や前回の村落首領の承諾書とを比較検討すると、19世紀末から20世紀10年代前半にかけてのケオンジャル藩王国内部の社会経済的変動を推測するための手がかりが得られるであろう。その第一は、台地の水田への転換を許し、土地利用形態の変更及び貢租物納の禁止規定を削除したことが、農村における農産物の多様化と、その程度様態はともあれ商品化及び貨幣流通が日常一般の現象となり、農業技術にも一定の進歩がみられるようになってきたことの反映ではないか、という推論であり、この点は前述した商品作物栽培の進展の推測とも関連するであろう。

第二は、以上の過程において農民の取得しえたであろう収益に対して、一方では藩王から他方では村落首領側からの介入ないし奪取の試みが強化されたのではないか、という推定である。例えば水利施設は、前回貢租裁定時にはライヤットが藩王政府の許可を得て設けることになっていたが、今回は明確に藩王国有であるかの如き措辞になっており、しかも藩王国有の地目が多く、その保全が村落首領に命ぜられていることは、藩王の権力の村落内部への浸透を物語るものであろう。他方で村落首領の一族によるライヤットの土地兼併が厳禁されていることは、彼らの村落内部における権力と収益機会との拡大を暗示するであろう。耕地の拡大と推測される商品作物栽培の進展との主要な担い手が村落首領層であったという推定もできるかも知れない。村落首領の居村指定は、他村の土地の兼併を行なう者や、村外での通商活動に従事する者の多発を想定することを許すものであろう。これらの推定がもし正しいとすれば、藩王権力と村落首領権力とは対抗矛盾する関係に立つことになり、前者にとっては後者の増長を規制することの方が、19世紀末以来少くとも1910年代前半までは表立っては他の藩王国にしか現われていない^{ベ-リー}叛乱の危機に、彼らの力を利用して対応する以上に重要だったであろう。しかしこれら諸点の立証は当面資料的に困難であり、上ケオンジャルでは村落首領職が存続されたのに下ケオンジャルの大部分ではそれが廃止されたのは

なぜか、後者の地域では賦役の調達は新設の *Kānūngo* が担当したのか、といった疑問が残ることは否定できない。

以上は単なる問題提起の域を超えるものではないが、藩王国内部にも一定の社会経済的変動を認めうるという仮説を提示しておきたい。

4. 減・免租保有地とザミーンダルー領との再整理

免租保有地のうち藩王嗣子と1第王妃との御料地はそのまま存置されたといわれる。しかしその面積は丈量の結果でみると、未耕地をも含めて上・下ケオンジャルでそれぞれ前者が63%増と21%減、後者は153%及び9%増、通算して前者は53%、後者は89%増を示した。しかし村落数は藩王嗣子御料地が32全村落 (*Mauja Mahāl*) から16全村落と1部分村落へ、第1王妃御料地が10全村落と1剰余地から8全村落へ、それぞれ前回裁定以後減少しているように見える。⁽²³⁾ しかし面積の全体としての増加と村落数の減少との関係を説明するてがかりは与えられていない。

神事用地も全体としては存置された。その免租保有地部分では藩王国祀神のための用地の面積が、既耕・未耕地をあわせて両ケオンジャルを通じ89%、*Amṛtamani* 等が96%の増加、私人祀神のための用地は35%の減少を示しているが、これは丈量技術のみに起因するものか、それとも施与された村落数の増加や収公があったのかは説明されていない。ムスリム聖者崇拜用地は3%の微増で特に問題はない。ヒンドウーの僧院扶持料地は97%減を示すが、これも原因は判然としない。⁽²⁴⁾

バラモン用地は、王の師傳たるバラモン個人に時折与えられる贈与地 (*Dakṣiṇā*) をもふくめて、前回の裁定時より免租保有地部分で24%増となった。藩王の親族及び家臣に対する恩給地は、前回の裁定以降に新たに設定されたものがあつたらしく、全体として免租保有地部分で2倍弱の増加を示している。⁽²⁵⁾

職務知行地についてはかなりの再整理が行なわれた。職務知行地の統計が不備であるために、面積の増減を正確に知ることのできない部分があるが、裁定報告書に記述された限りで再整理の要点を列挙しておこう。まず郷兵については、村落の警備員制度チャウキーダールの拡充に伴って、大規模な

人員の縮少が行なわれ、解雇された郷兵の知行地は収公されて、一般ライヤット保有地と同率の土地貢租を支払う条件で、解雇された者とされなかった者とをふくめて、すべての郷兵たちに均等に配分された。⁽²⁶⁾ 藩王家の傭人については、減租知行地を免租に改められた者があり、職種によっては人員の増減と廃止があった。これらの人員は総体として減・免租知行地双方の受給者をあわせて153名から84名(?)に縮小されており、知行地の面積も半分以下となっている。⁽²⁷⁾ 減員部分の知行地は収公されて一般のライヤット保有地として扱われた。⁽²⁸⁾

村落首領の知行地はひき続き保有を許されたものの、事実上はこれが課租地となったことは前節で述べた。一方首領以外の村落傭員に対しては、前回の裁定で減租知行地とされたものが改めて免租扱いとなった。⁽²⁹⁾ その面積は特に資料中に記載されていないが、多少の増加はあったように思われる。⁽³⁰⁾ しかしこれが件数増によるものか、丈量方法の改良によるものかは判然としない。

前回の裁定では免租地として残された高位カースト者のマハトラーンは、今回は減租保有地に改められた。従来‘*Tānki Lākhirāj*’と称せられた減租の恩給地・神事用地・バラモン用地等は存続させられたが、土地貢租率は一般ライヤット保有地の50%から75%に引き上げられた。この率はマハトラーンにも適用されたであろう。控除地として残されたのは下ケオンジャルのヨーガ行者(*Jogies, sic., Yogī*)の保有地のみであった。⁽³¹⁾ 面積の上では控除地と上述諸地種の減租保有地とをあわせても、対前回比で58%にしかならないので、⁽³²⁾ かなり収公された部分があったように思われる。減租知行地については、前述のように、収公された部分と免租地に改められた部分とがあった。下ケオンジャルに残されていた藩王の親族や家臣に対する衣食地等は収公された。⁽³³⁾

ふたつのザミーンダール領については、それぞれ藩王に納付する貢租をザミーンダーリー収入の45%に引上げて、これらを存置した。面積は丈量技術の改善のためか拡大しているようにみえるが、*Kaliahetta* では野象の害で村落数は前回裁定以降減少したということである。⁽³⁴⁾

以上のように各地種の面積の増減や再整理が試みられたものの、全体としてのそれらの布置状況に大きな変化はなかった。すなわち、荒蕪地、林野を除き未耕地をふくむ村落区域の総面積の約16%が免租保有地として残され、国庫領のうちのライヤット保有地は全体の79%を占めていた。⁽³⁵⁾なお、第6回貢租裁定の報告書にはケオンジャル藩王の金銭による総収入が掲げられているが、それによると総収入 Rs. 510, 892 のうち、国庫領の土地貢租収入が79%（ライヤット保有地の土地貢租のみでも75%）、神事用地・王族御料地収入が6%、学校・医薬付加税が6%、林野利用付加税が9%であった。⁽³⁶⁾

最後に第4回から第6回貢租裁定までの保有形態別丈量地面積を表示しておく。

保有形態別の丈量された土地面積（単位ヘクタール）⁽³⁷⁾

保有形態		第4回裁定		第5回裁定		第6回裁定	
		全面積	耕地面積	全面積	耕地面積	全面積	耕地面積
国庫領	ライヤット保有地		18,257		68,720	169,281	
	減租施与地		2,514		2,663	2,059	
	減租知行地		17,368		1,030	1,474	
	ザミーンダール領		864		1,274	8,114	
免租保有地	王位継承者御料地	605	302	2,991	843	4,499	
	第1王妃御料地	1,100	620	1,324	931	2,505	
	国家祀神用地	5,035	3,401	9,209	4,665	17,405	
	免租施与地	4,166	3,381	5,842	4,183	7,119	
	免租知行地		580		4,377	2,217	
	控除地		{宅地2,525 耕地4,930}		929	11	
インド政庁保有地						52	
村落区域内の荒蕪地林野						329,032	
合 計				279,198	89,613 88,455	543,769	191,470

註

(1) KSR-II., § 2-4 (p. 1).

(1a) KSR-II., § 18 (p 4). 所掲の耕地(宅地をふくむ)の面積(ヘクタール換算)を示す。

地 目	上ケオンジャル			下ケオンジャル		
	1897-98年	1914-15年	増加率	1897-98年	1914-15年	増加率
<i>Jala</i>	35,116	62,782	79%	27,247	38,384	41%
<i>Kāla</i>	3,988	9,891	148	1,616	1,813	1
<i>Gorā</i>	18,132	69,721	285	1,013	8,037	693
<i>Pāla</i>	409	310	32	1,699	141	92
甘 蔗	—	192	—	163	199	22
<i>Dalua</i>	—	—	—	34	—	—
果 樹 園	—	—	—	198	—	—
合 計	57,645	142,899	148%	31,970	48,574	52%

Gorā の著増はある程度は地目の分類方法の変更によるもので、第5回裁定時の *Pāla* のある部分は第6回に *Gorā* に入れられた可能性があり、*Dalua* のある部分も *Gorā* にふくめられた。果樹園は第6回には *Anabādī* (非耕地) に数えられた。

- (2) *KSR-II.*, § 7-4 (pp. 1-3). なお耕地増の原因についてより詳しくは § 92 (p. 22). を参照せよ。
- (3) *KSR-II.*, § 24 (pp. 5-6).
- (4) *KSR-II.*, § 82, 83 (p. 20).
- (5) *KSR-II.*, § 18 (p. 4).
- (6) 筆者のてもとの文献の範囲では、*KSR-I* の *Gora (sic.)* と *KSR-II.* の *Goda (sic.)* とを同一語彙の異態とみるよりは、別個の語彙とみる方がよいように思われる。*KSR-II.*, § 18 (p. 4). の耕地面積の増減を示す表では '*Gora (sic.)*' の語が用いられている。
- (7) *KSR-II.*, § 77-81 (pp. 19-20).
- (8) *KSR-II.*, § 87, 88, 89 (p. 21), 96, 98 (p. 23).
- (9) *KSR-II.*, § 18 (p. 4).
- (10) *KSR-II.*, § 19-22 (pp. 4-5). なお § 19 に作物別の面積統計が掲げられており、部分的にも全体としても他処の面積統計と照合しない個所があるが、掲げられた11の作物の範囲で両ケオンジャルを通算した作付地面積の百分比を概数で示すと次のようになる。水稻 (Rice) 52%, 陸稻 (*Gorādhān*) 9%, その他の主食作物 7%, 豆類 8%, ナタネ類 20%, トウモロコシ 4% となる。他は綿花 (0.2%), 香料 (0.04%), 繊維 (Fibre. 麻の類?) (0.1%), 甘蔗 (0.2%), タバコ (0.04%) で面積としては小さい。
- (11) *KSR-II.*, § 100 (p. 21).
- (12) *KSR-II.*, § 70, 71 (p. 18).
- (13) ペシガル借地権法第10章第102条の規定では、ライヤットの権利謄本に記載さるべき諸事項は下記のうちのいくつか、またはそれらのすべてであった。① 借地

- 人または占有者の名, ② 各借地人の所属する階級 (占有・非占有等の別), ③ 保有地の位置・面積・境界, ④ 各借地人の地主の名, ⑤ 地域または所領のなかの各所有者の名, ⑥ 納付すべき地代, ⑦ 地代決定の様式, ⑧ 地代が漸増されるばあいはその次第, ⑨ 各借地人・各地主の下記諸事項に関する権利と義務—イ. 借地人の農業用水, ロ. 用水施設の保全, ⑩ 借地権の特殊及び附随条件, ⑪ 道路その他の地役権, ⑫ 地代免除の権利請求のある土地について, 実際の地代支払いの有無等。筆者の参看した法律正文は, A. C. Ghose, *The Bengal Tenancy Act (Act VIII of 1885) as modified up-to date*, Calcutta: N. M. Raychowdhury & Co., 1936, pp. 721-723. 所掲のものである。ケオンジャル藩王国ではこのような詳細な権利膳本の作成は望むべくもなかった。
- (14) ベンガル借地権法は本来オリッサ行政区を適用地域に含めていなかった (第1章第1条第3項。A. C. Ghose, *op. cit.*, p. 11) が, 1890年代から漸次適用が開始された。その詳細は OSR-I のなかで扱われている。簡単には Orissa, Govt. of (Board of Revenue), *Land Tenure and Land Reforms in Orissa*, Cuttack, 1962, § 22, 23 (p. 9) 参照。
- (15) 法律的状况としては英領地域のためのオリッサ借地権法 (Orissa Tenancy Act, 1913) の成立過程における論議等の影響をも考えることができるであろう (この法律については *op. cit.*, § 24-41 (pp. 9-15) 参照。また1910年代前半には Bamra, Talcher, Daspalla, 後半には Mayurbhanj (Morbbhanj) の諸藩王国で農民闘争が発生しており (H. K. Mahtab [chief ed.], *op. cit.*, vol. 3 ed. by S. Patnaik, pp. 94-99. 参照), ケオンジャルにも波及の懸念があったのかも知れない。
- (16) KSR-II., App. XV (pp. 31-32). 以下これによって摘要する。
- (17) これらはおそらく KSR-I., § 249 (p. 83) に掲げられているサラノキ等12種の樹木をさすものであろう。
- (17a) 林野行政の概要については, 本稿V, 2参照。
- (18) 英文では 'any State bundha, tanks, nullahs and wells, etc.' と表現されていて, 藩王政府がこれらの水利施設を造営していたようにみえるが, 筆者にはその実情は定かでなく, 傍証資料も見出していない。
- (19) KSR-II., § 106-112 (pp. 26-27).
- (20) KSR-II., § 113 (p. 27).
- (21) KSR-II., App. XVI (pp. 33-34). 以下これらより摘要する。
- (22) この語は Wilson, *op. cit.*, p. 114 l では「旧河床」とするが, オリッサでは町落首領の「知行地」を意味した。ROCS-I, § 11 (pp. 13-14) 参照。
- (23) KSR-II., § 43 (p. 10), 45 (e) (pp. 11-12); KSR-I., § 153, 154 (p. 49).
- (24) KSR-II., § 43 (p. 10), 45 (a) (p. 11); KSR-I., § 159 (p. 50). なお KSR-II. では僧院扶持持地を神事用地としては認めていない。その地種別面積表で Khairat

(sic.) とあるものを *Māṭhakhāñjā* として計算した。

- (25) *KSR-II.*, § 43 (p. 10); *KSR-I.*, § 164 (p. 51). なお *KSR-II.*, § 45 (b), (c), 46, 47 (pp. 11-12). の記述をも参照せよ。
- (26) *KSR-II.*, § 50-54 (p. 13). 村落警備員は 466 名から 1,272 名に増員され、彼らのための知行地の面積は一挙に 11.5 倍となった。郷兵についての上掲 § 50 の前回裁定関係の数値は *KSR-I.* の該当部分と甚しい不一致を示すが、第 6 回裁定部分に関する限りでは、郷兵総数は 199 名、知行地面積は 1,000 エーカーあまりで *KSR-I.* の数値と比較すると約 4 分の 1 に減少している。
- (27) *KSR-I.*, § 170, 185 では藩王国の下級官吏及び藩王家の傭人の職種名が 28 種挙げられているが、*KSR-II.*, § 49 (p. 12), 62 (p. 14). では 17 種になっている。前者にない 'Tamkaia' 及び 'Bankua' なる職種が後者にみえるが、解説なく意味不明。なお本文中の数値の算出は上掲両資料中の統計によるが、*KSR-II.*, § 49 に下ケオンジャルの医薬師の人数を '0.2' と記したものは算入しなかった。§ 58 (p. 14). をも参照せよ。
- (28) *KSR-II.*, § 55 (p. 14).
- (29) *Ibid.* (p. 13).
- (30) *KSR-II.*, § 43 の統計表中の 'Service Jagir' 面積から § 49 の藩王家傭人及び § 50 の郷兵と村落警備員の知行地の面積を差し引いた残りが、村落傭員の知行地の面積であると理解すれば、それは両ケオンジャルをあわせて 1,866.85 エーカーとなり、*KSR-I.*, § 185 から得られる対応する項目の 1,351.88 エーカーに較べて 38% の増加を示すことになる。
- (31) *KSR-II.*, § 59, 60 (p. 14).
- (32) *KSR-II.*, § 43 の統計表の該当欄の数値を、*KSR-I.*, § 195, 196, 203 のそれらと比較せよ。
- (33) *KSR-II.*, § 61 (p. 14). しかし § 43 によると、この地域にはなお減租知行地 (*Tānki Jagir*) として、'*Jāgir*', Chada (sic.), *Raktapaṭṭa. Kharpoś Tānki* なる地種の土地が 3,642.96 エーカー認められているが、これらについては *KSR-I.* に対応の項目がないので、説明することができない。また同地域には免租地としての Chada と Chinra Jagir (sic.) なる地種が若干あるが、これも前回裁定の報告と脈絡がつかない。
- (34) *KSR-II.*, § 64-66 (pp. 15-17). 但しこれらの個所の数字には誤植や、誤算と思われるものが目立つ。
- (35) *KSR-II.*, § 43 参照。
- (36) *KSR-II.*, § 101-105 (pp. 24-26.). この数字は村落首領への報酬は控除したものの。付加税については後述する。
- (37) *KSR-I.*, § 153, 154, 159, 164, 167, 170, 182, 184, 185, 195, 196, 203; *KSR-II.*, § 9, 43 d より換算の上で作成した。空欄は対応の数値が得られないことを示す

もので、‘0’ではない。要注意事項を挙げておくと、まず、ライヤット保有地は藩王直営地部分をふくむ。次に国家祀神以外の宗教用地は減・免租施与地に加えた。回次別にみると、まず、第4回裁定時のライヤット保有地の面積は、上ケオンジャルについては水田のみが計上されている。第4回の免租知行は郷兵の土地を含んでいない。控除地欄の宅地はライヤットとマハトラーンの双方をふくみ、耕地は上ケオンジャルの非水田部分を示す。第5回裁定で宅地面積が激減しているのは、かなりの部分がライヤット保有地の耕地に算入されたためであろう。第5回耕地面積合計欄の括弧内の数値は KSR-II, § 9 によるもの。第6回裁定の控除地はマハトラーンのおそらく宅地のみである。インド政庁保有地の実体は資料中に説明がない。

V 1930年代末から40年代初期の状況

前章まで筆者はもっぱら2次にわたる貢租裁定報告に依拠しながら、ケオンジャル藩王国の土地保有と土地貢租の賦課・徴収に関係する制度の様態を、極めて平板に述べて来た。ケオンジャル農村社会の内部の実情や経済的・政治的諸矛盾は、依拠した諸資料執筆者の関心の外にあり、この種の行政記録からそれらを採り出すことは筆者の能力に余ることであった。

ところが、1930-40年代の交には、ともに貢租裁定報告とは性質を異にする2種類の藩王国実情調査報告が著わされ、それらによって藩王国農村社会の諸矛盾、従前の諸資料からは明らかにできない藩王の農民支配の様態を、かなりの程度まで知りうるようになる。

それらの実情調査報告のひとつは、オリッサ諸藩王国人民会議 (Orissa States People's Conference) の任命したオリッサ諸藩王国調査委員会 (Orissa States Enquiry Committee) の報告書⁽¹⁾ であり、他は前にも部分的に引用したインド政庁藩王国部 (Political Department) の特別調査官 R. K. ラーマデーニーの報告書⁽²⁾ である。前者は藩王国制度の廃止とその領土の英領オリッサ州への編入とを勧告するものであり、⁽³⁾ 後者は藩王国財政再建のための租税法案の策定を目標とするものであって、^(3a) その問題意識を異にするが、ともに藩王国支配体制の内的矛盾を発見しようとしている点では共通しており、貢租裁定報告書にはみられ

ない諸事実を提示している。

以下これらの実状調査報告に依拠して、ケオンジャル藩王国の貢租制度の様態をさらに検討してみたい。

1. オリッサ諸藩王国調査委員会報告にみえる農民の諸負担

まずオリッサ藩王国調査委員会の報告の内容に入る前に指摘しておくべきは、この委員会の収集したケオンジャル及びデンカーナル (Dhenkanal) 両藩王国関係の資料が、後者のもと警察長であった Brindaban Dhal なる間諜の手で盗み出されたことである。これによって委員会への協力者たちは弾圧を蒙り、藩王の境界警備の固さのために、委員会が再度証人を求めることは不可能となったが、ケオンジャルについてはそれでもなお状況究明に十分な資料を委員会は持っていたという。⁽⁴⁾

委員会の指摘によれば、ケオンジャルの土地貢租は1914-15年の第6回裁定の時に3倍増となり、それから20年にわたってこの貢租激増に対する苦情が山積していた。⁽⁵⁾ 委員会は農民の負担をさらに加重させたものとして、1910年に土地貢租の約10%の率をもって課された林野利用付加税⁽⁶⁾、牝牛1頭あたり Re. 0-2-0、水牛1頭あたり Re. 0-4-0 の放牧税⁽⁷⁾、1915年に土地貢租の約3%の率をもって課された医薬付加税⁽⁸⁾、第6回裁定の時のライヤットの権利膳本の文言に違反して行なわれている無償の官糧 (Rasad) 徴発⁽⁹⁾、土地貢租に対する一定比率で事件ごとに徴収される藩王家慶弔上納金 (Māgan),⁽¹⁰⁾ 各種の献上 (Bhetī)⁽¹¹⁾ 賦役 (Bethī),⁽¹²⁾ 土地貢租の5%弱の率で課される教育付加税⁽¹³⁾ を列挙し、これらの諸負担はひかえめに見積っても土地貢租を40%は加重させることになる」と述べている。⁽¹⁴⁾

委員会はさらに、かつては林野利用付加税とひきかえに農民たちが林野から燃料、農器具用木材、屋根葺き用の竹、蔓、野生の草、その他の家計や農業のための必需品を無料で入手しえたのが、1914-37年のあいだに林野の自然産物の採集には別途の用益金が課され、38年には用益金の支払をしないうで採集することが禁止されるに至った旨を農民の証言として伝えている。⁽¹⁵⁾ その他にも、警察官の金銭強要、土地貢租徴収時の

官吏の強暴な行為、藩王がカーストの首領 (Behera, sic.) を任命することによるカースト統制の強化など、⁽¹⁶⁾ 苛酷な収奪の諸様相が呈示されている。土地貢租以外の雑租の徴収増加もこの時期の特徴であった。

このような状況のなかで 1938 年ごろからケオンジャルでは、他のガルジャート諸国においてと同様に、プラジャマンダル (Prajamanḍal 人民同盟) なる藩王支配への抵抗組織が結成され、貢租負担の軽減から賦役の廃止、政治的自由の保障に至る諸要求を掲げて闘争を開始する動きが現われた。プラジャマンダルの闘争の拡大による藩王支配の危機こそが、政庁藩王国部をしてラーマデャーニーの実地調査と藩王財政の再建策の処方とを命ぜしめた根本的原因であった。⁽¹⁷⁾

2. ラーマデャーニー報告の所見

ラーマデャーニー報告の基調は、体系的な租税法の策定によって藩王国の財政制度全般をいわば健全な基礎の上に据えようという立場から、藩王国の土地をめぐる諸權益を仔細に検討することであり、実地調査は当然のことながら藩王国側の協力のもとで行なわれた。そこでは、農民の証言を直接採訪するとき調査方法はほとんど用いられなかったし、調査内容も厳格にこの課題の範囲に限定されていた。従って叙述は制度を中心とするものになっているが、それだけにまた貢租裁定報告にはない知見を与える部分が少くない。

彼のケオンジャルに関する記述のなかで、第 6 回貢租裁定以降に生じた変化、または確定された規則と考えられるものを取り出すと次のようになる。

ライヤット保有地に関連した部分では、ライヤットが土地を売却、贈与により、または女子の婚資として譲度するばあい、その譲渡に対するおそらく第三者の異議申し立ての機会が藩王政府によって一般に与えられること、そして処分に伴う変更登記手数料 (mutation fees) として、土地の売買価格 (consideration) の 12.5% (部族民は 6.25%) が徴収されること、が述べられている。この手数料は放棄された土地が競売や交換によって他者の手に渡る時にも両当事者から徴集された。藩王の許

可なくして譲渡された土地については、その土地の没収か、または藩王への謝礼金 (*Salāmi*) と変更登記手数料との追徴による事後承認の措置がとられた。⁽¹⁸⁾ このライヤットの土地譲渡に対する制限は、ランプル (*Ranpur*) を除くこの地域の諸国の重要な問題のひとつであったが、⁽¹⁹⁾ 譲渡の要件としての手数料と謝礼金とを藩王の財源に数えたのは、ラーマデーニーの新たな指摘であった。

賦役については、彼はそれがかなりの程度まで存続している藩王国としてケオンジャルを特記している。⁽²⁰⁾ そのうち権利謄本には記載のない藩王の狩猟の勢子を勤める賦役は、1938年に廃止されたと述べている。⁽²¹⁾ おそらく民衆の闘争に対する藩王の譲歩として廃止されたのであろう。

林野及び林野利用付加税の問題については、ラーマデーニーの記述は先行の諸資料より詳しい記述をふくむ。それによると、ケオンジャルの林野 (*Forests*) はA級指定林野とB級保護林野及び村落林野 (*Khesra, sic.*) とに分類され、前者は測量区画されたが後2者は測量区画なしに藩王政府林野部の管理下におかれていた。ライヤットは後2者の林野から林野利用付加税額に応じて、農器具用材や燃料用材を採取することを許されていた。村落首領は村民各自の無償林野利用量を示す帳簿を備えていたが、入林許可を取る必要がなかったので弊害もなくこの制度が運用されていたという。⁽²²⁾ オリッサ諸藩王国調査委員会報告の指摘した、林野に対する用益金徴収による厳重な制限については、ラーマデーニー野利は言及していないが、これは両者の情報源の相違を反映するものと思われる。なお、林野利用付加税は、近傍に林野のない下ケオンジャル22個村では徴収されていなかったが、別に税のみ支払って受益しない村落もあったもののようである。また、勤務や交易のために藩王国に入国する者は、「外国人」として家族数に応じて年に Re. 1 ないし Rs. 2 の林野利用付加税を課されていた。⁽²³⁾

放牧は耕作用役畜と一定数の他の家畜とがB級林野保護では無料で行なわれ、A級指定林野では耕作用役畜10頭までが無料で放牧を許され、村落林野の利用は「外国人」に対する以外無拘束であったという。⁽²⁴⁾ こ

れも放牧税を別に徴収されるとしたオリッサ諸藩王国調査委員会報告とは一致しないが、やはり情報源の差異によるものであろう。なお、樹木の伐採については、ラーマデューニーは周囲35インチ以上としており、⁽²⁵⁾第6回裁定時の規定より緩和されているが、これも民衆の闘争の成果であったかも知れない。無償伐採の許されない保護樹木の種類は果樹2種をふくむ13種であったというが、彼はその名称を挙げていない。⁽²⁶⁾

農民の日常生活に関連する他の事項のひとつとしては、農作物に被害を及ぼす野獣の駆除がある。ケオンジャルでは野獣の射殺は、被害のもっとも大きい野牛 (bison) と象とを除き、野獣が現に作物を荒している時に限って許可されていた。しかし藩王国全体で作物保護のための銃の免許件数は7件、人身防衛のためのそれが13件という少なさであり、しかも銃は1月15日から7月15日までは藩王政府に供託されなければならなかったから、この野獣射殺の許可は名目的なものにすぎなかった。⁽²⁷⁾ また同じく農民に不利に働いたと思われるものに藩王の専売品目があった。つまり、‘*Bidi*’ という一種の煙草の材料となる ‘*Kendu*’ の葉、ラック、死んだ家畜の皮は、藩王指定の取扱い業者が農民から買い集めることが行なわれており、繭も同様であった。⁽²⁸⁾ この種の専売の存在は第5回貢租裁定の報告書にも既に述べられていたところである。

次に免租保有地として知行地を受けていた村落傭員のうち、ラーマデューニーの調査時点では、村落の警備員チヤウキーダールを除き概ねが巡回の役人に対する以外は無償の役務供与をしていなかったことが知られる。⁽²⁹⁾ 彼らが村落の農民たちにかつてはそうしていたという積極的な証拠はないが、もし村民への役務供与が有償化したのだとすれば、それは村落内部における社会経済関係の顕著な変化を意味するものであり、その内容を知る必要に迫られるのであるが、報告書にはその事情の説明が見出されない。従ってこの点については、さしあたり、商品流通の農村への浸透の効果という一般的な状況の推測をもってするほか理解の方法がない。

収租機構について、ラーマデューニーは、各郷に *Garhnāik* (「城塞指揮官」の意) がおかれ、他の村落首領たちの監督に当たっていたことを伝え

ている。⁽³⁰⁾ *Garhnāik* は貢租裁定報告では郷兵の各郷における統率者であり、収租機構の要員には数えられていなかった。⁽³¹⁾ 従ってラーマデーニーのこの所見は、郷兵の首領といういわば一種の武力装置が、純粋に民事行政的ともいえる貢租徴収の機構を補強していたことを示すもので、そのような制度がいつから設けられたかは不明ながら、貢租徴収の強制力を加重する必要に出たものであろうことはほぼ疑いない。⁽³²⁾ 民衆の反藩王権力闘争に対する藩王側の対応策であったと思われる。

以上がラーマデーニーの報告から補足しうる主要な諸事実である。

註

- (1) はじめに *RECOS.* の略号で掲げた書物である。委員会は独立後のオリッサ州首相となったハレークルシュナ＝マフタブ (*Harekr̥ṣṇa Mahatab*) はじめ3人で構成された。序言では報告書は2巻に分けて出版されたというが、筆者はシカゴ大学図書館より取寄せた第1巻と思われる部分の複写しかもたない。
- (2) はじめに *ROCS.* の略号で掲げた書物である。著者の経歴は不明であるが、インド高等文官職にあった。彼の託された業務の内容については、*ROCS.-I.* § 1 (p. 1), App. I (p. 102). 参照。§ 4 (p. 4). によると、*RECOS.* の公表後、政庁はボウステッド (*Bowstead*) 某なる官吏によるオリッサ諸藩王国の調査を行なわせており、§ 3 (p. 102). によると別にロシアン (*Lothian*) 某の報告と、インド総督の藩王国顧問官ワイリー (*Sir Francis Wylie*) の覚書なるものがあるというが、刊行されていないので利用できなかった。
- (3) *RECOS.*, pp. 58-60.
- (3a) *ROCS.-I.* はオリッサ及びチャツティースガル諸藩王国の貢租制度の概観、Ⅱはラーマデーニーの起草した藩王国租税法案、Ⅲは各国別の状況の記述から成る。
- (4) *RECOS.*, pp. 3-4, 207.
- (5) *RECOS.*, p. 211. しかし、*KSR.-II.*, § 101, 103 (pp. 24, 25). から、第5回と第6回裁定におけるライヤット保有地の貢租 (おそらく賦課額であろう) を比較すると、総体としては2倍増であり、単位面積あたり貢租率は激増せず耕地面積が統計上は2倍以上に増大したことを考えると、3倍増説は誇張または極端な事例の一般化、もしくは裁定報告の信憑性の欠如を意味するであろう。なお *RECOS.*, *Ibid.* 所掲の地目等級別土地貢租率表は誤植・脱漏を除き *KSR.-II.*, § 89, 97 のそれと一致する。
- (6) *RECOS.*, p. 208. 但し *KSR.-II.*, § 109 (p. 27). によれば第6回裁定以前のエーカーあたり税率は水田 Re. 0-2-6, 陸田 Re. 0-1-3 であった。なおここにいう林野利用付加税の1910年導入説は誤りであろう。

- (7) *RECOS.*, p. 208. この税目は *KSR-II.* には挙げられていない。
- (8) *Ibid.* ‘Hospital Cess’ または ‘Dispensary Cess (*KSR-II.*, § 107)’ という。委員会の調査時点で病院 4, 薬局 4 があったが, 王族, 官吏, 町の「紳士」のためのもので, 村民は裨益しなかった。
- (9) *RECOS.*, pp. 208, 209. 委員会への証言者によれば, 彼らは巡回の官吏等に「米, ダール (*Dāl* 豆類), ギー (*Ghi* 液状バター), 塩, 蔬菜類, 油, 牛乳, 鶏肉, 卵, 山羊などと 1 世帯あたり Re. 0-1-0 の香辛料代金」等を提供して, 代金の支払いを受けずにその受領証に署名させられるのが慣例だったという。また年 40 回を下らない藩王の狩猟には商店主が随行し, 勢子として動員された農民たちが彼らから「小麦粉, 砂糖, 香辛料, 塩, タバコ, マッチ, ウィスキー, ブランデー, 石鹼, 香油」を買って, 役人たちに提供したという。官糧徴発に応じない者には罰金が課され殴打が加えられた。
- (10) *RECOS.*, pp. 209-210. 過去 20 年間にこの名目で, 前王の像の建立費用, 関東大震災 (the Tokyo fire) 義捐金 (この基金の収入はある ‘Town Hall’ の建設に支出された), 前皇帝 (エドワード 7 世?) 戴冠式, ジョージ 5 世在位 25 年記念式典 (the Jubilee), 結核基金, ハンセン氏病基金, 王弟訪英送別費, 藩王の聖紐佩受式と婚礼の費用が徴収されたという。
- (11) *RECOS.*, p. 210. 村落首領その他の首領たちより藩王への上納金で, 負担の積算の基礎は不明であるが Rs. 0-8-0 ないし Re. 2-4-0 という。この項目の下にはさらに, 農民たちが宿营地 (camp) やヨーロッパ人高官の宿舎に牝牛を 20 頭も連れて行って無償で牛乳を提供すること, 「約 80 年前」には象狩り (*Kheda*) に象の餌を供出させられたこと, 1922 年に一般化した制度として, 道路・橋梁工事のための石材と砂利の無償供出, 牝牛と水牛の販売税, が列挙されている。
- (12) *Ibid.* 無償労働の種類は, ① 道路の建設と修築, ② 狩猟の勢子を勤めること, ③ 山火事の消火, ④ 荷役, であり, 戸主 (householder) は誰でも年間約 30 日を賦役に動員されていたという。①, ②, ③ は貢租裁定報告書にはほとんどまったく言及のない項目である。②については *op. cit.* p. 213. をも参照。
- (13) *RECOS.*, pp. 210-211. ‘Education Cess’ または ‘School Cess’ (*KSR-II.*, § 106) という。税率は第 6 回裁定時に土地貢租 Re. 1 あたり Re. 0-0-6 であったがその後 Re. 0-0-9 に引き上げられたらしい。*Ibid.* によれば当時ケオンジャルには高等学校 1, 英語中等学校 1, オリヤ語中等学校 2, 高等小学校 17, 初等小学校 83, サンスクリット塾 (*Tol*) 1, ムスリム書院 (*Maktab*) 2, 平均して 18 村落あたり 1 校という状況であった。
- (14) *RECOS.*, p. 212.
- (15) *RECOS.*, p. 208.
- (16) *RECOS.*, pp. 213-214. ここでは部族民の証言が引用されているが, 彼らからの糧食徴発についての p. 209 所引の証言をも参照。また藩王のカースト管理が行

なわれ、それがカースト規律侵犯者からの罰金徴収というかたちで財源になっていたことは、*RECOS.* のなかに他藩王国についてのいくつか記述がある。

- (17) ブラジャマンダルの闘争とその周辺の事態については、さしあたり、Mahtab (chief-Ed.), *op. cit.*, vol. 4 (1930-47), ed. by G. S. Das, pp. 51-31; vol. 5 (vol. 4 Supplement), ed. by P. Mukherjee, et al., pp. 119-130; F. G. Bailey, *Politics and Social Change, Orissa in 1959*, Berkeley & Los Angeles: Univ. of California Press, 1963, pp. 177-129; R. N. Nath, "The Story of Freedom Movement in Orissa States", in M. N. Das (ed.), *Sidelights on History and Culture of Orissa*, Cuttack: Vidyapuri, 1977, pp. 285-292. を筆者は参照したが、特にケオンジャルについてその様相を知ることとはできなかった。ただその闘争が藩王諸国を震撼させたことは知り得る。
- (18) *ROCS.-III, Keonjhar*, § 14 (p. 138).
- (19) ライヤットの土地譲渡権制限一般については *ROCS.-I*, § 21 (pp. 24-25) を参照。この問題については別稿をもって扱いたい。
- (20) *ROCS.-I*, § 34 (p. 30).
- (21) *ROCS.-III, Keonjhar*, § 20 (p. 139).
- (22) *ROCS.-III, Ibid.*, § 28 (p. 141). 関連して *I*, § 38, 40 (p. 33). をも参照せよ。上述の林野区分は、指定林野(個人の用益をほとんどあるいはまったく認めないもの)、保護林野(一定の条件の下で個人の用益を認めるもの)、分類外林野(unclassified Forests)に区分する英領地域の林野法規が、藩王国にも導入されたものである。英領地域のこの問題については、*Royal Commission on Agriculture in India, Report*, Bombay, 1928, § 215 (pp. 257-258). 参照。
- (23) *ROCS.-III, Ibid.*, § 26 (p. 140). 免除地域のことは *KSR-II*, § 110 (p. 27) で述べている。「外国人」は保有地4〜5エーカー未満の人びとであったという。
- (24) *ROCS.-III, Ibid.*, § 28 (p. 141). ここでは「外国人」を藩王国に土地を持たない人びと及び非農業者として説明しており、§ 26 の記述とは違っている。
- (25) *Ibid.*
- (26) *Ibid.* 種類の数としては第5回裁定時より1種多い。
- (27) *ROCS., III, Ibid.*, § 29 (p. 141). どのような人びとが免許を受けたのかは明らかでないが、おそらくは郡長以上の首領層や藩王の役人たちであろう。人身防衛のための銃砲所持の件数がはるかに多いことが、それを物語る。なおこの野獣射殺禁止令が農民たちの苦情的であったことは、*RECOS.* 中にも言及が少なくない。さらに *ROCS.-I*, § 46 (pp. 37-39). をも参照せよ。
- (28) *ROCS.-III, Ibid.*, § 30 (p. 141). 諸藩王国全般の国内産品専売については、*ROCS.-I*, § 44 (pp. 34-36). 参照。なお *RECOS.* には、ケオンジャルについては記述されていないが、藩王が塩や灯用石油やきんまの葉のような日用必需品の専売を行っていた旨の記述が散見する。

- (29) *ROCS.-III, Ibid., § 11* (p. 117), 27 (p. 141).
 (30) *ROCS.-III, Ibid., § 23* (pp. 139-140).
 (31) *KSR-I., § 174* (p. 54). では下ケオンジャルの郷兵の編成の項で説明されているが, *App. XIII, XIV* (pp. 108-109). では両ケオンジャルに合計22名の *Garhnāik* のいたことが記録されている。*KSR-II., § 50* (p. 13). の表では, 第5回裁定時の *Garhnāik* の数が *KSR-I.* のそれと合致しないが, 第6回で *Garhnāik* と *Dalai* (村落の郷兵長) とあわせて32名という数字が挙っている。
 (32) *ROCS.-III, Ibid., § 23* には, *Garhnāik* と *Sardār* とを同一視するかの如き記述がみられ, 前者は村落首領の死後次の者が任命されるまでの代行を勤めるものとされており, またその任命には, 「すべての村落首領と指導的地位のライギット」との談合を要するが, 通例は長子相続によった, と述べている。しかし, *Garhnāik* の主たる職務は, 地方巡回の役人への勤務のために郷兵を召集することと, 賦役のために村民その他を集めてさし出すことであったという。ラーマデャーニーの記述からは, *Garhnāik* が収公された郷兵知行地の村落のみに関係した制度ではないことが明らかであり, 本来軍事であった職務が民事に転用されたことを反映しているようにみえる。

VI 結 語

以上19世紀末から20世紀前期に至るケオンジャル藩王国の土地制度と貢租制度とを概観して来た。資料の不十分さのためにその全体像を描き出すことはできなかったが, 一応の小括を与えて稿了としたい。

まず銘記さるべきは, この藩王国の土地制度と貢租制度との基本原則を与えた裁定事業が, 第5・6回ともに, インド政庁の藩王国管理下で行われたことであり, このことはそれらの制度がイギリスのインド統治の総体のなかでそれに適合するものとして確立されたことを意味する。それは単なる旧慣の追認ではなかったのである。

インド政庁の直接的介入のもとで行われた裁定事業の特色の第1は, 減・免租保有地がかなり大きな規模で認められたことである。第6回裁定時でも, 村落地域内の荒蕪地や林野を除いた総面積の21%が, 免租保有地及びザミーンダール領であり, 前回と大差がない。⁽¹⁾ もっともこのなかには, 事実上の王室収入となる第1王妃と藩王嗣子との御料地や国家祀神の神事用地が大半を占めていたが, それにしてもなお9%以上の

減・免租地の存在が藩王国財政の制約要因であったことは確かであろう。

第2の特色としては、ケオンジャル藩王国の農民が、土地貢租負担のほかに、賦役や官糧供出や上納金の支払いを義務づけられ、林野の自然産物の利用にも付加税の納入や特定品目の藩王専売の形態で制限を課されていたことである。ライヤットの負担すべき義務の範囲は、第5回裁定時の承諾書や第6回裁定時の権利謄本によって、文書として確定されたようにみえながら、その条項が空文にひとしく、それらの文書以外の負担をも実際には課せられていたことは、オリッサ諸藩王国調査委員会によって明るみに出された。文書の規範性を確立するための司法・行政機構も存在しなかったのである。

そうすると、藩王とライヤットの関係を文書契約に立脚せしめ、後者の占有借地権を設定したかにみえる承諾書や権利謄本は、露わな暴力を伴う、法としての成立をも達成していない身分的支配に施された、近代性の虚飾以外の何ものでもなかったということになる。少なくとも貢租裁定担当官の主観的意図以上の意義をこれらの文書に付与することはできない。⁽²⁾ しかもその限界のなかでさえ、無償の賦役労働が許容され、その日数は制限されていなかった。村落首領の職務規程には、英領インド政庁当局者が土地貢租以外の雑税を裁可しうることさえが示唆されていた。

第3の特色としては、以上のような藩王経済の総体が、藩王国外からの影響と国内の人口・耕地の増大に伴って生じたであろう農民の経済生活への変化——その具体的様相は現段階では把握されていない——にもかかわらず、イギリスの藩王国維持政策のなかで存続させられたことである。プラジャマンダル闘争を経験し、第2次大戦の勃発によって戦後のインド独立が日程に上りかけていた時期にさえ、租税法の策定による藩王国の基盤強化が模索されていたことは、イギリスの藩王国政策の一貫性を示唆するものであろう。

藩王国の支配体制を「封建制度」として一般的に特徴づけようとする傾向に対して、ケオンジャルについての研究結果は、「封建制度」がそれ

自体の力量によるよりも イギリス帝国主義の植民地支配によって 存在の根拠を与えられていたことを示唆していると思われる。

註

- (1) *KSR-II.*, § 43 (p. 10); *KSR-I*, § 195, 196, 202 (pp. 61-23, 65). 参照。
- (2) *ROCS.-III, Keonjhar*, § 14 (p. 128) でラーマデャーニーは、ライヤット保有地について「占有権」の存在を認めているが、これは権利謄本の文言についてのみ妥当する解釈であろう。